教育委員会月報。



教育×デジタル 第1回「デジタル庁と教育について」



資料 教員免許状の授与状況

Series 地方発! 我が教育委員会の取組

広島県教育委員会「遊び学び育つひろしまっ子!」の実現に向けて 福岡県春日市教育委員会 夏季休業明け18校の手作りオンライン授業

Series 学校における働き方改革

戸田市教育委員会戸田市の小・中学校の働き方改革

お知らせ/教育長紹介



2021年12月17日発行 第73巻8号 2021 December



教育委員会月報



C O N T E N T S

教育×デジタル 第1回「デジタル庁と教育について」 第1回「デジタル庁と教育について」 数員免許状の授与状況 総合教育政策局教育人材政策課
Series 地方発! 我が教育委員会の取組
広島県教育委員会 「遊び 学び 育つひろしまっ子!」の実現に向けて 2- ~広島県教育委員会乳幼児教育支援センターの取組~
福岡県春日市教育委員会 夏季休業明け18校の手作りオンライン授業28 ~市教委·学校間の危機意識の共有と方針の明確化~
Series 学校における働き方改革
戸田市教育委員会 戸田市の小・中学校の働き方改革 ~何より子供と教師が「明るく元気」であるために~
お知らせ
歌舞伎俳優・歌舞伎音楽(竹本・鳴物・長唄)・文楽・大衆芸能(太神楽)研修生募集 37
教育長紹介 ······· <u>38</u>
ひとりごと

教育×デジタル



第1回「デジタル庁と教育について」

デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当 横田洋和

令和3年9月1日、デジタル庁が創設されました。<u>デジタル</u>庁は国の情報システムにとどまらず、社会全体のデジタル化を推進する司令塔であり、GIGA スクール構想や教育データの利活用、個人情報保護のいわゆる「2000個問題」への対応など、教育も深く関連しています。このため、今月より3回に分けて、デジタル庁と教育との関わりについて詳解します。なお、本文中の下線は筆者による追加であるとともに、本文の内容は、執筆者の個人としての見解を一部含んでいます。

1

検討の経緯

(1) デジタル改革関連法案ワーキンググループ における検討

デジタル改革関連法の策定に係る検討は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和2年7月17日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)に遡ります。これらにおいてIT基本法の全面的な見直しを行う旨、政府内の縦割りを打破し横串を通した全体最適の追求、利用者視点の徹底、危機を含む多様な事態に柔軟に対応可能なデジタル化の推進、データ活用といった観点から、行政の情報システム全体のトータルデザインを具現化し、政府全体に横串を刺した社会全体のデジタル化の取組の抜本的強化を図るため、政府CIOの機能の強化等を図る旨などが規定されていました。

令和2年9月には菅内閣が発足し、同月23日に開催された「デジタル改革関係閣僚会議」において、新型コロナウイルス感染症拡大により、社会が変容する中、多様な分野でデジタル化への課題が浮き彫りとなり、顕在化した課題への対応のため、行政の縦割りを打破するデジタル施策に喫緊に取り組む必要が生じたことを踏まえると、多様な人材を集め、従来の役所とは一線を画した次のデジタル社会をリードする強い組織を立ち上げることが必要であるとして、強力な司令塔機能を有するデジタル庁を創設する旨の指示が菅内閣総理大臣(当時)よりなされ、当該デジタル庁の設置

とあわせて、デジタル分野における重要法案である IT 基本 法の抜本改正も行うよう、平井デジタル改革担当大臣(当時) には思い切ったかじ取りを行う旨を、また全閣僚に対しては全力で協力を行うよう指示がなされ、令和3年通常国会に必要な法案を提出すべく、令和2年末には基本方針を定めることとされました。なお、平井デジタル改革担当大臣(当時)の説明資料においては、特に教育においては、全国的な学校の臨時休業や、臨時休業等に伴い登校できない児童生徒の学習指導の必要性に対応する上で、オンライン教育に必要な基盤、ノウハウの不足等の課題が浮き彫りになったとされ、「臨時措置として取り入れた、(中略)学校(中略)などのオンライン化を、後退させることなく定着・拡充させていく」とされています。

菅内閣総理大臣(当時)の指示を受けての具体の検討は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 総合戦略本部)の下に開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議のデジタル改革関連法案ワーキンググループ(座長:村井純慶應義塾大学教授)及びデジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会において行われ、令和2年11月20日に「デジタル改革関連法案ワーキンググループ作業部会とりまとめ」が、同月26日に「デジタル改革関連法案ワーキンググループとりまとめ」がなされました。

作業部会とりまとめにおいては、準公共部門のデジタル化として、その1分野として教育が掲げられました。具体的には、「現在、医療・教育・防災といった準公共部門において、情報システムが準拠すべき基本的な方針が示されないまま各情報システムがバラバラに整備されており、IT室の関与も助言にとどまっている。このため、情報システムの相互連携が不十分であり、国民向けサービスの質の向上が停滞している。」という課題認識の下、「官民連携によるデータ活用が促進され、医療、教育、防災など、生活に密接に関連していることから国民からの期待が高い分野において、様々な民間サービスの開発・提供が進められる上で必要な環境整備を図ることによりサービスの多様化及び質の向上を図るため、デジタル庁が、医療、教育、防災等の準公共部門の情報シ

ステムに関する整備方針を関係府省とともに策定・推進するとともに、当該情報システムの整備を統括・監理するほか、緊急的な整備が必要なシステム等については、デジタル庁と各府省が共同で整備を行う。」とされています。なお、重要な情報システムの例として、「GIGA スクール構想におけるオンライン教材や学習データ・校務データの連携・利活用のための情報システム」が挙げられています。また、デジタル改革と規制改革はコインの表裏の関係にあるとの認識の下、「デジタル庁は、情報システムに係る事業を統括、監理する中で、こうした課題の特定をした上で、内閣府規制改革推進室等と連携・分担しつつ、当該規制・制度を所管する府省と必要な調整を行い、その合理化を推進する」とされています。

(2) デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針

政府は、このとりまとめを踏まえ、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)として、デジタル社会の将来像やIT基本法の見直しの考え方、デジタル庁の設置の考え方等についての方針を示しました。同方針においては、今般のデジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めるということにつながるとしています。また、デジタル社会を形成するための基本原則(図参照)に基づいて施策を展開する旨を明らかにしました。この基本原則は、教育分野においても参考にすべきものだと考えられます。



なお、同方針において、この他教育に関連するものとして、 「健康や<u>教育といった公共分野におけるサービスは、国民一</u> 人ひとりの幸せに大きく関わるものであり、デジタル技術を活 用して、その質の向上を図る。」、「デジタル社会の発展を担う専門的・創造的な人材が不足しており、その育成が急務であることから、人材の育成を図る。また、国民一人ひとりがデジタル社会の中で豊かに生きていくために、デジタル技術の活用や、悪用からの被害防止など、デジタル社会に必要なリテラシーを育むための教育・学習の振興を図る。」といった記述がなされています。

2

デジタル改革関連法について

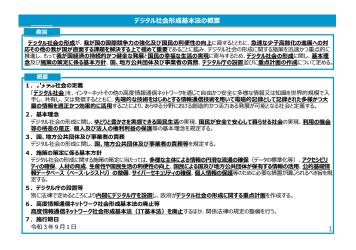
(1) 全体像

上記の検討を踏まえ、政府において、①デジタル社会形成基本法案、②デジタル庁設置法案、改正法を束ねたいわゆる整備法である③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(以上3本は内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室が立案)、④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案及び⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(以上2本は内閣府大臣官房番号制度担当室が立案)及び地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案を、令和3年2月9日に国会へ提出しました。なお、これらは、①②がデジタル社会の形成やこれに必要なデジタル庁の設置を定めるのに対して、③④⑤がデジタル社会の形成に向けた対応として必要になる法制上の措置を定めるという関係にあります。

これらのデジタル改革関連法案については、国会審議や 一部衆議院における修正を経て、令和3年5月12日に成立 しました。

(2) デジタル社会形成基本法

デジタル社会形成基本法は、平成12年に制定されたIT 基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)を廃止し、新法として制定したものです(令和3年9月1日施行)。 同法は、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強 化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子 高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解 決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形 成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国 経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に 寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び 施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定めています。(概要は図参照)



第2条では、同法によりその形成を目指す「デジタル社会」 について定義するものであり、IT 基本法において定義する 「高度情報通信ネットワーク社会」と比較すると以下のとお りとなっています。

- ・高度情報通信ネットワーク社会: Aを通じてBすることにより、 あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能とな る社会
- ・デジタル社会: Aを通じてBするとともに、Cを用いてDすることにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会
- A:インターネットその他の高度情報通信ネットワーク
- B:自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で 入手し、共有し、又は発信(する)
- C: 従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする 先端的な技術をはじめとする情報通信技術
- D:電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適 正かつ効果的に活用(する)
- (注) C・Dは法の規定を一部省略しています。

そして、第2章で、このようなデジタル社会の形成に関する基本理念として、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の 実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の 機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等 の基本理念を規定するとともに、第3章で、国、地方公共 団体及び事業者の責務等を規定しています。

その上で、第4章では、施策の策定に係る基本方針を規定していますが、その中で特に教育に関連するものとして、第23条、第24条及び第25条があります。

第23条(高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用の機会の確保) は、いわゆるアクセシビリティの確保について、新たに1条を設けて規定するものです。デジタル社会は、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用が国民生活や経済活動の前提となる社会であることから、年齢や身体的な条件等を要因としたこれらの利用や活用の機会における格差が生じることで社会に取り残される者が出ないよう、必要な措置が講じられなければならない旨を規定しています。同条においては、「情報の取得及び利用の機会を確保するための情報通信機器の(中略)導入の促進」が施策の例として規定されており、GIGA スクール構想による1人1台端末の整備は、これに該当するものだと考えられます。

第24条(教育及び学習の振興) は、IT 基本法にも同種の規定はあるものの、IT 基本法の制定後、高度情報通信ネットワークの整備が進み、その利用が国民生活や経済活動の前提となるにつれ、各種要因によって生じる格差がより顕著に現れることが懸念され、情報や情報通信技術に関するリテラシーの向上を図ることが、より一層重要となっていることに鑑み、全ての国民が高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に必要なリテラシー向上のための教育及び学習の振興に必要な措置が講じられるべき旨を新たに規定するものです。対応する施策の例としては、初等中等教育段階での情報活用能力の育成に向けたプログラミング教育や統計教育の充実、地域社会でプログラミング等のICT活用スキルを学び合う活動の普及促進などが考えられます。

第25条(人材の育成) は、IT 基本法では教育及び学習の振興と合わせて1条で規定しているところ、デジタル社会形成基本法では別に1条を設けて規定するものであり、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用に関する専門的な知識や技術を有する人材の育成についても不可欠になるとの認識の下、デジタル社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材の育成に必要な措置が講じられるべき旨を規定しています。対応する施策の例としては、・高等教育段階における数理・データサイエンス・AI 教育の充実、情報システムのアーキテクチャ設計を主導する専門家の育成、サイバーセキュリティに関する高度かつ実践的な人材を育成するための国家資格(情報処理安全確保支援士)制度の普及・啓発などが考えられます。

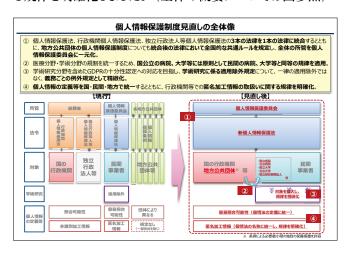
最後に、第5章ではデジタル庁の設置について規定し(詳

細はデジタル庁設置法において規定)、第6章ではデジタル 社会の形成に関する重点計画等について規定しています。

(3) デジタル社会の形成を図るための関係法律 の整備に関する法律

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」)においては、複数の改正法が束ねられていますが、このうち教育にも関連する、個人情報の保護に関する法律の一部改正(整備法第50条及び第51条)について紹介します。

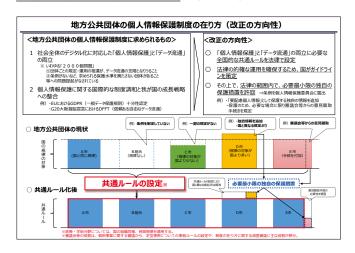
この改正は、個人情報の保護に関する法律、行政機関の 保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の 保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律を1本の 法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制 度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを 規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するこ とで、いわゆる「2000個問題」の解決を図っています。また、 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、 大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を 適用することとしています。同時に、学術研究分野を含めた GDPR (EU 一般データ保護規則)の十分性認定への対応 を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の 適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化しまし た。さらに、個人情報の定義等を国・民間・地方で統一す るとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関す る規律を明確化しました。(全体の概要については図参照)



このうち、地方公共団体の個人情報保護制度については、 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、<u>団体ごとの個人情報保</u> 護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる、 求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘(いわゆる「2000個問題」)がなされていました。教育分野においては、個人情報保護を巡る地方自治体の条例や保護者の対応が、教育データの利活用など学校現場の ICT 導入の阻害要因となっているとの指摘もなされていました。

また、独立した機関による監督等を求める EU における GDPR (一般データ保護規則) 十分性認定など国際的な制度調和と G20 大阪首脳宣言における DFFT (Data Free Flow with Trust:信頼性のある自由なデータ流通) など、我が国の成長戦略への整合の要請も存在しています。

このため、整備法第51条においては、「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定するとともに、法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定し、その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容することとしています。また、条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出することとされています。こうした措置により、独立規制機関である個人情報保護委員会が一元的に監視監督する体制を確立することで、いわゆる「2000個問題」の解消に繋がると考えられます。(図参照)



これに関連して、現在、地方公共団体の条例には、オンライン結合(通信回線を通じた電子計算機の結合をいう。) による個人情報の提供について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律にはない制限規定を置く例が多く見られます。 そして、こうした規定が、GIGA スクール構想で配備された1人1台端末を活用した、オンライン教育やクラウドサービスの利用の阻害になっているとの指摘もなされていました。

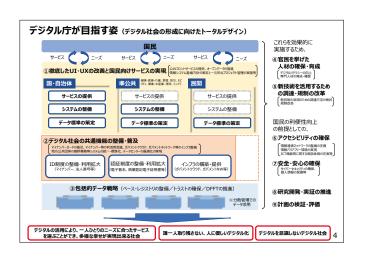
この点、IT の活用は行政サービスの向上や行政運営の 効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的 な結合を禁止することは合理性を欠くものであり、場合によっては、個人情報の円滑な利用を阻害して国民に不利益を被らせるおそれもあります。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律においては、オンライン結合制限規定がなくとも、第6条、第8条等により、個人情報の安全性の確保等が図られています。

このため、「改正後の個人情報保護法においては、<u>オン</u>ライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。」とされ(「公的部門(国の行政機関等・地方公共団体等)における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護法改正関係)」(令和3年6月個人情報保護委員会))、各自治体の個人情報保護条例におけるオンライン結合制限に係る規定は、施行日である令和5年春までの間に、廃止されることとなります。

デジタル社会の 実現に向けた重点計画

デジタル改革関連法の成立の約1ヶ月後の令和3年6月 18 日に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されました。重点計画は、IT 基本法及び官民データ活用推進基本法の規定に基づき、令和2年7月に閣議決定されたIT戦略(世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画)を全面的に改訂して策定するものであり、デジタル庁の創設を見据え、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画を先取りする形で策定したものです。

重点計画では、デジタル庁が目指す姿(デジタル社会の



形成に向けたトータルデザイン)として、①徹底した UI・UX の改善と国民向けサービスの実現、②デジタル社会の共通機能の整備・普及、③包括的データ戦略のほか、④官民を挙げた人材の確保・育成、⑤新技術を活用するための調達・規制の改革、⑥アクセシビリティの確保、⑦安全・安心の確保、⑧研究開発・実証の推進、⑨計画の検証・評価、を進めていくこととし(図参照)、そのための具体的な施策を掲げています。

(1) 準公共分野の1つとしての教育

重点計画の中で、生活に密接に関連しているため国民から期待が高く、国による関与(予算措置等)が大きく他の民間分野への波及効果が大きい準公共分野の1つとして「教育」が指定されています。これらの分野においては、国、独立行政法人、地方公共団体、民間事業者等といった様々な主体がサービス提供に関わっており、こうした各主体が連携した取組を講じることで、国民目線で一貫性のある効果的・効率的なサービス提供を図っていくことが求められるとされています。

その上で、教育については、「GIGA スクール構想によって整備された1人1台端末環境を前提として、教育再生実行会議の提言も踏まえ、教育現場における学習者や教育者の日々の学習や実践の改善に資する教育データの利活用と、教育政策の立案・実行の改善に資する教育ビッグデータの利活用を、「データ駆動型の教育」の車の両輪として推進することが必要である。」、「また、新型コロナウイルス感染症の拡大と同様の事態の発生に備えるためにも、学習者の発達の段階に応じ、ICT を活用しつつ、対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを教師が使いこなすこと(ハイブリッド化)で、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を展開することが必要である。」とされ、以下のア~ウのとおり、具体的な施策が記載されています。

ア 教育現場におけるデータの利活用の促進

全国の学校で共通に利活用が必要な教育データについて、国際的な標準を参考にしつつ、更なる標準化を推進する。 児童生徒一人一人 ID については、マイナンバーカードの活用を含め、ユニバーサ ID や認証基盤の在り方を検討する。

また、全国の学校で CBT を活用した学習診断等ができる プラットフォーム (MEXCBT) の活用を促進することで、学 びの変革を推進するとともに、端末の持ち帰りも含め、安全・ 安心に端末を取り扱う方法等に関する手引等を策定し、保 護者への周知をはじめ更なる利活用を促進する。

さらに、学校内外のデータの将来的な連携も見据えた教 育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、関係府省 庁間で検討し、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措 置を盛り込んだロードマップを提示する。

イ 教育ビッグデータの利活用に向けた環境整備

教育ビッグデータのデータ収集のために行われる教育現場 を対象とした調査・手続の原則オンライン化やデータの相互 運用性の確保を推進するとともに、ガバメントクラウドを全国 の学校や教育委員会等が活用できるよう、校務支援システ ムを含めた教育分野の情報システムの在り方について具体 的な対応方策や課題等を整理する。

研究結果のみならず現場での教育実践の好事例も取り込 んだ、教育政策や学校現場の実践の改善に資するエビデン スについてプラットフォームの構築に向けた検討を進める。そ の際に、想定される利用目的や利用者層、横展開の観点等 を踏まえたデータの構成の実現を目指す。

ウ 対面とオンラインのハイブリッドによる 学びの実現

令和6年度(2024年度)を見据え、制度上の位置付け や財政負担も考慮した上で、デジタル教科書の今後の在り 方を明確にするとともに、デジタル教科書と質の高い多様な デジタル教材 (ドリルや動画、音声等) との連携を推進する。 また、先端技術 (AR・VR やセンシング技術等) や教育 データを効果的に利活用できるよう、教育現場と企業・研究 機関等との協働による実証を行うとともに、社会の多様な人 材が現場に参画できるよう、特別免許状の見直し(民間企 業での勤務経験など多様な経歴の評価等)を図る。

さらに、高等学校においては、遠隔授業の単位数上限(36 単位) の算定方法の弾力化の周知と併せ、遠隔授業を実施 する際に、受信側の教室における教師以外の者による学習 支援を特例的に可能とする受信側の体制の在り方について 実証研究を進める。

(2) 官民を挙げたデジタル人材の育成・確保に おける教育

この他、上記④の官民を挙げたデジタル人材の育成・確 保に対応する箇所においても、教育関連として以下が記載さ れています。これは、前述2.(2)の、デジタル社会形成 基本法第24条及び第25条に対応するものとして位置付け られています。

ア デジタルリテラシーの向上

全ての国民がデジタルリテラシーを向上させることができる よう、「情報活用能力」の「学習の基盤となる資質・能力」 としての位置付け、小学校におけるプログラミング教育の必 修化、中学校におけるプログラミング教育の内容の充実、高 等学校における情報科の共通必履修科目「情報I」の新設 を盛り込んだ新学習指導要領に基づく取組を着実に実施す る。その際、必要に応じ地域密着型の人材育成に貢献する 高等専門学校等、専門的な知識・技術を有する人材の活用 を図る。また、令和3年度(2021年度)に児童生徒の情 報活用能力の定量的測定のための調査を実施するとともに、 情報モラル教育の充実に向けた取組を推進する。

あわせて、社会人向けの実践的なプログラムの開発・拡 充やリカレント教育を支える専門人材の育成、リカレント教育 推進のための情報発信等の学習基盤に関する整備に向けた 取組を実施することで、産学連携による社会のニーズに即し た ICT スキルの習得のためのプログラムなど、大学や専門 学校等における実践的なプログラムを充実する。(以下略)

イ デジタルに関する専門的な知識・技術を有す る人材の育成・確保

(中略) <u>数理・データサイエンス・AI</u> のモデルカリキュラ ムを踏まえた教材等を全国の大学及び高等専門学校に展開 し、リテラシーレベルに加え、文理を問わず自らの専門分野 へ応用する基礎力の習得を進めるとともに、教えられるトップ 人材層育成に向けた国際競争力のある分野横断型の博士課 程教育プログラムの創設、人文社会系大学院教育における ダブルメジャーを促進する。あわせて、大学及び高等専門 学校における産業界のニーズを踏まえた数理・データサイエ ンス・AI の優れた教育プログラムを認定する制度を構築し、 応用基礎レベルについて令和3年度(2021年度)中に運 用を開始するとともに、大学・専修学校等において数理・デー タサイエンス・AI 分野等を中心とした産学連携プログラム の開発等を進める。

(3) 今後の展望

今後、デジタル社会形成基本法の規定に基づき、デジタ



6

ル庁創設後初めての「新重点計画」を12月中下旬の閣議 決定を目指して策定することとされています。新重点計画に ついて調査審議を行う「デジタル社会構想会議」の第2回(令 和3年11月4日)の資料「新重点計画の構成イメージ案」 においては、教育について、「教育現場におけるICT利活 用環境の強化など GIGA スクール構想の基盤整備」「教育 データの利活用の促進とそれに必要な環境整備」「デジタ ル社会を見据えた教育の在り方の見直し」が柱として掲げら れており、最終的に「新重点計画」にどのような記載がな されるのか、注視していただければ幸いです。

4

おわりに

今回は、デジタル庁と教育との関わりについて、まず導入 ということでデジタル庁の創設やデジタル改革関連法、デジ タル社会の実現に向けた重点計画を紹介しながら、教育と の関わりについて触れました。

読者の皆様にとっては、普段あまり馴染みのない話題であったかもしれませんが、教育は様々な公共分野の1つであり、社会全体のデジタル化の動きを無視して、教育のデジタル化の動きを進めても、真にユーザー目線に立ったサービスを提供することは難しいと考えられます。また、他の分野のデジタル化における成果や課題は、教育分野においても参考になると考えられます。このようなことから、教育関係者の皆様におかれても、社会全体のデジタル化の動向に目を配る1つの契機としていただければ幸いです。

次回以降は、重点計画策定以降の具体的なプロジェクトとして、GIGA スクール構想に関する教育関係者へのアンケート、及び教育データの利活用に向けたロードマップについて紹介させていただく予定です。

(デジタル庁国民向けサービスグループ教育担当 横田洋和)

野連位所名式のは野草な訳別

総合教育政策局教育人材政策課

本調査は、令和元年度における教員免許状の授与状況、 課程認定大学等数について、その概要をとりまとめたもので ある。

1 教員免許状の授与状況

令和元年度に授与権者(都道府県教育委員会)から 授与された免許状の総数は、203.797件である。免許状 の種類別の内訳は、専修免許状 12.352 件、一種免許状 138,492 件, 二種免許状 43,618 件, 特別免許状 227 件, 臨時免許状 9.108 件となっている。また、学校種別では、 幼稚園教諭免許状 46,384 件, 小学校教諭免許状 32,219 件,中学校教諭免許状 48,080 件,高等学校教諭免許状 57,419件,特別支援学校教諭免許状 14,024件 (うち自 立教科等 69 件),養護教諭免許状 4,106 件,栄養教諭免 許状 1.565 件となっている。

(1) 取得方法別・教科別の授与状況

取得方法別の免許状授与件数については(表1-1)を 参照。

また、中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状におけ る教科別の授与件数については(表1-2)(表1-3)を参照。

(2) 現職教育による上位の免許状等の授与 状況

教職経験に応じて定められた単位を大学または文部科学 大臣の認定する講習等で修得し、 都道府県教育委員会が行 う教育職員検定に合格すれば、上位の免許状の授与を受け ることができる。令和元年度の現職教育による上位の免許 状の授与件数については(表2-1)を参照。

また、中学校または高等学校の普通免許状を有する者が、

所有している免許状をもとにして、他教科の免許状の授与を 受けた件数は 1,537 件となっており、 授与件数が多い順に、 中学校では外国語 209 件, 国語 50 件, 数学 42 件, 高等 学校では情報 197 件,公民 189 件,外国語 147 件である(表 $2-2)_{\circ}$

なお, 現職教育による隣接校種の免許状の授与件数は 1,807 件であり、うち小学校教諭免許状の授与件数は994 件となっている (表2-3)

(3) 専科担任制度の状況

専科担任制度とは、中学校または高等学校の免許状を有 する者が、小学校において、相当する教科等の教諭等にな ることができ、また、 高等学校の専門教科等の免許状を有す る者は、中学校において、相当する教科の教諭になることが できるものである。件数については(表3)を参照。

(4) 特別免許状の授与及び特別非常勤講師 制度の活用状況

特別免許状及び免許状を有しない非常勤講師(いわゆる 特別非常勤講師)の制度は、優れた知識経験や技能を有す る社会人を学校現場に迎え入れ、学校教育の多様化とその 活性化を図るために、昭和63年の免許法改正により制度化 されたものである。

令和元年度の特別免許状の授与件数は、227件であり、 制度創設からの累計で 1.705 件となっている (表4-1)。

令和元年度の特別非常勤講師の届出状況については 19.374 件となっている (表4-2)。 各都道府県別の届出状 況については(表4-3)を参照。

(5) 外国人等に対する免許状の授与状況

外国において授与された免許状を有する者または外国の 大学を卒業・修了した者に対しては、都道府県教育委員会

8

が行う教育職員検定により免許状を授与することができると されている。令和元年度にこの規定にもとづく授与件数は 315件であり、そのうち日本国籍を有しない者に対しては 258 件である (表5)。

(6) 免許外教科担任の許可件数

中学校、高等学校、特別支援学校の中学部もしくは高等 部等において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用する ことができないと認めるときは、授与権者は、1年以内の期 間に限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該 教科の教授を担任することを許可することができることとされ ている (免許外教科担任制度)。

令和元年度の公立中学校における免許外教科担任の許 可件数は6,514件,公立高等学校における免許外教科担 任の許可件数は 2,663 件であった (表6-1)。

令和元年度の公立中学校の許可件数は前年度より172件 (前年度比 2.57%) の減少, また, 公立高等学校の許可 件数は前年度より 144 件(前年度比 5.13%) の減少となっ ている。都道府県別の許可件数については(表6-2)およ び (表6-3)を参照。

(7) 免許状の失効・取上げ件数

免許法第10条に基づいて失効した免許状の件数のうち、 令和元年度に官報に公告された件数は658件,同法第11 条に基づいて取上げられた免許状の件数のうち、令和元年 度に官報に公告された件数は65件である(同一人が複数枚 の免許状を所持していた場合は、免許状 1 枚を 1 件と計上)。

(8) 臨時免許状の授与件数

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することがで きない場合に限り、教育職員検定に合格したものに授与され ることとされている。

令和元年度の臨時免許状の学校種別の授与件数は、幼稚 園 231 件, 小学校 3,870 件, 中学校 2,010 件, 高等学校 2,297 件, 特別支援学校 571 件 (うち自立教科等 10 件), 養護教諭 129 件となっている (表7)。

(9) 認定課程を有する大学等の数

大学において教員免許状を取得するためには学士等の学 位を有し、かつ教員の免許状授与の所要資格を得させるた めの課程として文部科学大臣が認定する課程を有する大学等

(以下、「課程認定大学等 | という。) において、所定の単 位を修得しなければならないこととされている。

課程認定大学等の数は(表8)を参照(令和2年4月1 日現在)。

また、大学における教員養成の例外として、文部科学大臣 の指定を受けた専門学校等においても教員養成を行っており (指定教員養成機関), 令和2年4月1日現在で36機関 となっている。

(10) 大学等の新規卒業者の免許状取得状況

令和元年度に課程認定大学等を卒業した568,879人のう ち、免許状を取得した者は96.343人(卒業者の16.9%) となっている。大学の区分等の内訳については(表9)を参照。

① 学校種類別の免許状取得状況

令和元年度卒業者の免許状の取得件数は延べ 163,239 件であり、その内訳は専修免許状 10,093 件、一種免許状 126,793 件, 二種免許状 26,353 件となっている。 また学 校種別についても (表9) を参照。

② 教科別の免許状取得状況

中学校及び高等学校教諭免許状について教科別にみる と、中学校では保健体育、社会、英語の順で、高等学校で は保健体育、理科、地理歴史の順で取得件数が多くなって いる(表10,11)。

9

表 1 - 1 取得方法別の免許状授与件数(令和元年度)

(件)

		区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校 自立教科等	計
	専	大学等における直接養成によるもの	268	1,547	4,482	5,497	228	61	17		12,100
	修	現職教育による上位の免許状の取得	6	46	38	87	8	24	1		210
	免 許	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)		2	10	30					42
	状	計	274	1,595	4,530	5,614	236	85	18		12,352
		大学等における直接養成によるもの	16,433	22,868	38,531	48,178	4,948	2,689	994		134,641
	種	現職教育による上位、隣接校種の免許状の 取得	254	303	43	81	332	143	3	0	1,159
	免	教員資格認定試験によるもの				0				25	25
普	許状	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	1,199		280	1,111			59	18	2,667
通		計	17,886	23,171	38,854	49,370	5,280	2,832	1,056	43	138,492
免		大学等における直接養成によるもの	24,957	2,364	1,693		291	306	473		30,084
許	二 種	現職教育による上位、隣接校種の免許状の 取得	75	1,003	727		7,587	4		4	9,400
状	免	教員資格認定試験によるもの	75	200							275
	許状	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	2,886	0	205		0	750	18	0	3,859
		計	27,993	3,567	2,625		7,878	1,060	491	4	43,618
		大学等における直接養成によるもの	41,658	26,779	44,706	53,675	5,467	3,056	1,484		176,825
	合	現職教育による上位、隣接校種の免許状の 取得	335	1,352	808	168	7,927	171	4	4	10,769
		教員資格認定試験によるもの	75	200		0				25	300
	計	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	4,085	2	495	1,141	0	750	77	18	6,568
		計	46,153	28,333	46,009	54,984	13,394	3,977	1,565	47	194,462
		特別免許状		16	61	138			12		227
		臨時免許状	231	3,870	2,010	2,297	561	129		10	9,108
		슴 計	46,384	32,219	48,080	57,419	13,955	4,106	1,565	69	203,797

表 1 - 2 教科別の免許状授与件数(中学校)(令和元年度)

		区分	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健 体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
	専	大学等における直接養成によるもの	464	672	640	906	441	191	468	19	92	67	499	22	1	4,482
	修	現職教育による上位の免許状の取得	8	5	6	5	1	2	1	0	1	1	8	0	0	38
	免 許	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	2	2	1	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	10
	状	計	474	679	647	911	442	193	469	19	96	68	509	22	1	4,530
		大学等における直接養成によるもの	4,771	6,557	3,865	4,053	2,222	1,393	8,189	380	450	1,162	5,430	57	2	38,531
	種免	現職教育による上位、隣接校種の免許状 の取得	5	1	1	0	4	3	7	0	1	13	8	0	0	43
普	許状	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	36	17	24	13	12	7	31	0	12	8	111	9	0	280
通	100	計	4,812	6,575	3,890	4,066	2,238	1,403	8,227	380	463	1,183	5,549	66	2	38,854
角	=	大学等における直接養成によるもの	339	210	97	67	116	91	160	5	52	140	412	0	4	1,693
許	種免	現職教育による上位、隣接校種の免許状 の取得	27	34	22	20	6	4	12	0	8	1	592	0	1	727
	許状	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	12	13	17	2	3	4	3	0	10	7	96	7	31	205
	扒	計	378	257	136	89	125	99	175	5	70	148	1,100	7	36	2,625
		大学等における直接養成によるもの	5,574	7,439	4,602	5,026	2,779	1,675	8,817	404	594	1,369	6,341	79	7	44,706
	合	現職教育による上位、隣接校種の免許状 の取得	40	40	29	25	11	9	20	0	10	15	608	0	1	808
	計	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	50	32	42	15	15	11	34	0	25	15	209	16	31	495
		計	5,664	7,511	4,673	5,066	2,805	1,695	8,871	404	629	1,399	7,158	95	39	46,009
		特別免許状	0	0	1	3	0	1	0	0	2	0	53	1	0	61
		臨時免許状	175	174	211	223	45	139	111	23	350	279	268	11	1	2,010
		合 計	5,839	7,685	4,885	5,292	2,850	1,835	8,982	427	981	1,678	7,479	107	40	48,080

表 1 - 3 教科別の免許状授与件数(高等学校)(令和元年度)

		区 分	国語	地理 歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健 体育	保健	看護	家庭	情報
	専	大学等における直接養成によるもの	491	567	417	720	1,188	468	204	26	28	476	18	3	65	69
	修	現職教育による上位の免許状の取得	11	4	7	8	6	0	1	0	0	5	0	3	8	5
	免許	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	1	3	6	5	4	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	状	計	503	574	430	733	1,198	468	205	26	29	481	18	6	73	77
		大学等における直接養成によるもの	4,782	5,094	5,171	4,214	5,187	2,296	1,458	350	537	8,566	394	99	1,184	918
普	種	現職教育による上位、隣接校種の免許状 の取得	1	5	4	0	0	0	0	0	0	2	0	7	1	1
通	免	教員資格認定試験によるもの												0		0
免許	許状	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	61	120	183	63	24	18	10	8	32	67	1	0	24	194
状		計	4,844	5,219	5,358	4,277	5,211	2,314	1,468	358	569	8,635	395	106	1,209	1,113
		大学等における直接養成によるもの	5,273	5,661	5,588	4,934	6,375	2,764	1,662	376	565	9,042	412	102	1,249	987
	合	現職教育による上位、隣接校種の免許状 の取得	12	9	11	8	6	0	1	0	0	7	0	10	9	6
		教員資格認定試験によるもの												0		0
	計	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	62	123	189	68	28	18	10	8	33	67	1	0	24	197
		計	5,347	5,793	5,788	5,010	6,409	2,782	1,673	384	598	9,116	413	112	1,282	1,190
		特別免許状	0	0	1	2	5	0	2	0	1	2	0	39	2	3
		臨時免許状	80	88	126	100	83	74	67	12	69	77	21	276	208	221
		合 計	5,427	5,881	5,915	5,112	6,497	2,856	1,742	396	668	9,195	434	427	1,492	1,414

		区分	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計
	専	大学等における直接養成によるもの	17	178	14	12	3	512	20	1	5,497
	修	現職教育による上位の免許状の取得	0	9	5	0	1	14	0	0	87
	免許	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	1	2	0	0	0	3	0	1	30
	状	計	18	189	19	12	4	529	20	2	5,614
		大学等における直接養成によるもの	383	1,222	527	57	157	5,510	67	5	48,178
普	_ 種	現職教育による上位、隣接校種の免許状 の取得	0	3	0	0	1	3	0	53	81
通	免	教員資格認定試験によるもの					0			0	0
免許	許状	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	6	59	34	1	5	144	16	41	1,111
状		計	389	1,284	561	58	163	5,657	83	99	49,370
		大学等における直接養成によるもの	400	1,400	541	69	160	6,022	87	6	53,675
	合	現職教育による上位、隣接校種の免許状 の取得	0	12	5	0	2	17	0	53	168
		教員資格認定試験によるもの					0			0	0
	計	その他(旧令の学歴資格によるもの,他教 科の免許状の取得等)	7	61	34	1	5	147	16	42	1,141
		計	407	1,473	580	70	167	6,186	103	101	54,984
		特別免許状	1	5	1	1	6	65	1	1	138
		臨時免許状	63	161	55	31	88	330	19	48	2,297
		숌 計	471	1,639	636	102	261	6,581	123	150	57,419

教育委員会月報 2021年12月号

表2-1 現職教育による上位の普通免許状の授与件数

区分		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
	専修	7	7	3	7	4	7	7	4	3	6
幼稚園教諭免許状	一種	184	202	190	169	177	166	183	176	174	254
	二種	6	1	2	1	1	0	0	1	0	0
	専修	74	66	61	46	56	51	49	64	52	46
小学校教諭免許状	一種	568	504	431	355	378	356	382	374	327	303
	二種	10	9	6	5	11	11	12	8	14	9
	専修	67	51	42	47	46	45	44	37	29	38
中学校教諭免許状	一種	175	111	88	68	82	80	71	55	62	43
	二種	1	1	3	0	0	3	1	2	2	4
古符份协数於各計學	専修	171	141	144	127	107	118	112	85	91	87
高等学校教諭免許状	一種	92	69	81	48	62	89	77	73	86	66
	専修	13	15	8	2	5	9	5	5	5	8
特別支援学校教諭 免許状	一種	211	192	253	272	271	345	376	335	336	332
200100	二種	3,658	3,887	4,330	4,558	4,974	5,478	5,712	6,530	7,520	7,587
	専修	49	49	38	43	29	33	34	27	39	24
養護教諭免許状	一種	260	213	226	185	164	183	139	152	139	143
	二種	6	4	7	5	5	3	3	2	3	4
兴美教协会 苏州	専修	0	0	3	5	3	2	2	5	1	1
栄養教諭免許状	一種	3	1	0	2	5	3	2	3	5	3
	専修	381	329	299	277	250	265	253	227	220	210
計	一種	1,493	1,292	1,269	1,099	1,139	1,222	1,230	1,168	1,129	1,144
	二種	3,681	3,902	4,348	4,569	4,991	5,495	5,728	6,543	7,539	7,604

(教職経験15年による一種免許状(高等学校は専修免許状)の取得を除く。)

表2-2 他教科の普通免許状の授与件数

区	分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		令和元年度	
	専修	16	16	8	7	5	9	5	9	17	10	技術 国語, 社会, 外国語 数学	3件 2件 1件
中学校教 諭免許状	一種	346	331	299	296	320	296	271	306	343	280	外国語 国語 保健体育 他	111 件 36 件 31 件
	二種	151	132	152	134	132	136	169	181	227	175	外国語 数学 社会 他	96 件 17 件 13 件
高等学校教	専修	41	48	23	36	50	42	36	41	30	29	公民 数学 理科 他	6件 5件 4件
免許状	一種	1,429	1,392	1,351	1,302	1,227	1,264	1,164	1,227	1,336	1,043	情報 公民 外国語 他	194件 183件 144件
計		1,983	1,919	1,833	1,775	1,734	1,747	1,645	1,764	1,953	1,537		

表2-3 現職教育による隣接校種の普通免許状の授与件数

学校種	件数	教科	基礎とした免許状に係る学校種
幼稚園教員	75		小学校 75 件
小学校教員	994		幼稚園 368 件、中学校 626 件
中学校教員	723	外国語 590 件、社会 34 件、国語 27 件、数学 22 件、理科 19 件 他	小学校 671 件、高等学校 52 件
高等学校教員	15	地理歴史 5 件、公民 4 件、保健体育 2 件 他	中学校 15 件
合計	1,807		

表3 専科担任の状況について(平成31年4月1日~令和2年3月31日の合計件数)

本表の専科担任数は教育職員免許法第16条の5による人数である。

		色許状を有する 学校専科担任数	者				免許状を有する 校専科担任数	者				免許状を有する 対で専科担任数	3者
免許状種	担当	教科	人数	免許	状種	担当	教科	人数	免許	状種	担当	教科	人数
国 語	玉	語	95	1	語	国	語	1	_	芸	*	術	,
国 語	総合的な気	学習の時間	2	玉	韶		苗	!	I	五	美	1/11/1	4
社 会	社	会	86	公	民	社	会	1	書	道	玉	語	9
11 五	総合的な	学習の時間	1	Д	EC.	ŤL.	A	<u> </u>			総合的な学	学習の時間	1
数 学	算	数	252	数	学	算	数	6	情	報	技	術	17
м т	7	**	252	**		#	**		IB	+IX	総合的な学	学習の時間	3
理 科	理	科	263	理	科	理	科	15	I	業	技	術	8
T 'D'	音	楽	3,245	***	`d'	17	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	42	dh	***	100	IN	2
音 楽	総合的な	学習の時間	17	音	楽	音	楽	42	農	業	理	科	3
美術	図画	工作	1,422	¥	術	図画	T.1/=	20	情報	++	技	術	1
夫 1個	総合的な気	学習の時間	13	美	1/11/1		⊥1F	20	1月¥Q	打又1川	17	1/11/1	
保健体育	体	育	462	書	道	玉	盂	8	情報	処理	技	術	1
/D //+	体	育	11	/C //+		体	育	18	^	=1			4-7
保 健	総合的な	学習の時間	5	1禾健	体育	総合的な学	学習の時間	1	合	計			47
家 庭	家	庭	195	家	庭	家	庭	3					
り見き	外国語	吾活動	1,404	=	±D.	₩\. A. III. +\. \.	433 401 + 88	2					
外国語	総合的な	学習の時間	7	情	報	総合的な学	習の時间	3					
宗 教	松全かた	学習の時間	3	AJ F	国語	外国語	5活動	72					
示 叙	がいロジター	チ白の时间	٥	71 [総合的な学	学習の時間	1					
合 計			7,483	宗	教	総合的な学	学習の時間	1					
				農	業	理	科	1					
				商	業	総合的な学	学習の時間	1					
				合	計			194					

表4-1 特別免許状の授与件数

		平成元年度 ~10年度	平成11年度 ~20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度		令和元年度	累計
//\	公	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	8	13	外国語(英語)(13件)	23
小学校	私	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	11	5	3	外国語(英語)(3件)	21
校	計	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	12	13	16		44
	国	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	外国語(英語)(2件)	3
中 学校	公	0	11	4	0	2	0	0	2	5	10	4	11	17	外国語(英語)(14件) 理科(2件) 数学(1件)	66
子 校 —	私	1	19	7	0	1	1	5	10	47	39	38	47	42	外国語(英語)(37件) 技術(2件) 理科、美術、宗教(各1件)	257
	計	1	30	11	0	3	1	5	13	52	49	42	58	61		326
	国	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	外国語(英語)、商業(各1件)	5
高等学校	公	17	115	28	25	16	27	37	37	58	59	32	48	59	看護(23件) 外国語(英語)(18件) 福祉(5件) 工業(3件) 数学 保健体育、理科(各2件) 美術、書道、農業、水産(各1件)	558
学 校	私	24	89	12	9	14	15	11	32	94	67	73	75	77	外国語(英語) (44件) 看護(16件) 理科、情報(各3件) 家庭、工業、外国語(中国語) (各2件) 公民、美術、福祉、宗教、家庭実習 (各1件)	592
	計	41	204	40	34	30	42	48	69	153	126	105	125	138	!	1,155
特別 校援	公	0	68	16	11	6	9	6	9	10	11	10	12	12	自立活動 肢体不自由(10件) 言語障害(2件)	180
援	計	0	68	16	11	6	9	6	9	10	11	10	12	12		180
合 計		42	304	67	45	39	52	59	92	215	186	169	208	227		1,705

表4-2 特別非常勤講師の届出状況

単位:件

区分		平成 元年度	平成 6年度	平成 11 年度	平成 16 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
		許可	件数							届出件数						-
	玉	0	0	1	13	39	5	10	10	11	8	9	14	15	12	9
l 小学校	公	0	0	2,130	8,769	5,939	5,928	4,896	4,803	4,422	4,470	4,278	4,514	4,165	3,887	3,599
小子权	私	0	2	9	99	172	195	208	244	222	252	272	268	292	336	322
	計	0	2	2,140	8,881	6,150	6,128	5,114	5,057	4,655	4,730	4,559	4,796	4,472	4,235	3,930
	玉	0	10	10	15	10	14	16	16	27	12	15	16	21	23	28
中学校	公	1	108	1,321	2,898	1,946	1,841	1,532	1,323	1,300	1,315	1,222	1,166	1,139	1,129	1,001
十十八	私	5	114	273	736	1,082	981	1,080	1,111	1,098	1,168	1,229	1,200	1,224	1,353	1,319
	計	6	232	1,604	3,649	3,038	2,836	2,628	2,450	2,425	2,495	2,466	2,382	2,384	2,505	2,348
	玉	0	23	40	63	56	37	37	35	28	50	58	74	49	2	37
高等学校	公	109	1,379	2,947	5,421	5,877	5,762	5,750	6,149	6,551	6,440	6,536	6,520	6,618	6,796	6,314
N-C-Dial	私	58	666	1,816	3,565	4,242	4,287	4,381	4,577	4,808	4,968	5,069	5,181	5,249	5,526	5,303
	計	167	2,068	4,803	9,049	10,175	10,086	10,168	10,761	11,387	11,458	11,663	11,775	11,916	12,324	11,654
	玉	0	0	2	4											
盲学校	公	0	9	34	49											
	計	0	9	36	53											
聾学校	公	0	12	18	41											
	玉	0	0	1	2											
養護学校	公	0	5	43	273				$\overline{}$			$\overline{}$				
IXIX 3 IX	私	0	0	1	0											
	計	0	5	45	275											
	玉					11	14	12	15	15	16	19	19	19	20	21
特別	公					923	859	1,455	1,074	1,101	1,361	1,591	1,797	1,582	1,748	1,416
支援学校	私				$\overline{}$	1	1	0	1	1	1	3	2	3	4	5
	計					935	874	1,467	1,090	1,117	1,378	1,613	1,818	1,604	1,772	1,442
	玉	0	33	54	97	116	70	75	76	81	86	101	123	104	57	95
合計	公	110	1,513	6,493	17,451	14,685	14,390	13,633	13,349	13,374	13,586	13,627	13,997	13,504	13,560	12,330
	私	63	782	2,099	4,400	5,497	5,464	5,669	5,933	6,129	6,389	6,573	6,651	6,768	7,219	6,949
	計	173	2,328	8,646	21,948	20,298	19,924	19,377	19,358	19,584	20,061	20,301	20,771	20,376	20,836	19,374

⁽注1)特別非常勤講師は平成10年7月に許可制から届出制となった。

⁽注2) 盲・聾・養については、平成19年度より特別支援学校となった。

表4-3 特別非常勤講師の届出状況(都道府県別)

都	道府県	具 名	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合 計
北	海	道	33	30	294	26	383
青	森	県	75	18	170		263
岩	手	県			45	10	55
宮		県	50	60	212	8	330
秋	⊞	県	12	8	37	39	96
Ш	形	県			250	6	256
福	島	······ 県	198	78	148		424
茨		······ 県	10	5	205	35	255
栃	木	 県	168	82	34		284
群	馬	 県	43	1	52	4	100
埼	玉	県	48	41	371	138	598
千	·····································	 県	330	95	243	177	845
······· 東	·······京	都	98	507	1,691	97	2,393
神	 奈 川	······ 県	226	246	592		1,064
新	潟		1		33		34
富	Ш		99	36	8		143
 石	Л ЛІ		4		95		99
 福	井	県	36	36	4		76
-: 山	 梨		186	45	53	38	322
長	野	 県	18	10	62	1	91
岐	阜		31	13	220	107	371
 静	······· 岡		62	23	66	23	174
······ 愛	知		191	114	607	3	915
	 重		201	107	205	2	515
滋	······· 賀		28	23	88	49	188
京	都	府	41	87	246	33	407
 大	阪	·····/ 府	40	226	1,448	228	1,942
<u></u> 兵	庫		1	13	386		400
 奈	 良		47	16	67	4	134
 和	歌 山		34	11	34	1	80
鳥	取	県	351	25	6	36	418
 島	根	······ 県	331	25	89	27	116
 岡	111		259	85	422	15	781
	 自			+		 	
広 	島	 県	447	126 10	723 252	211	1,507
//////////////////////////////////////	 島		25	13	56	72	307
徳							166
香	川 ····································	県 ····································	210	39	235	2	486
愛		県	10				
高	知	県		9	261	4.5	280
福生	岡	県	73	18	204	15	310
佐	賀	県	147	60	90	4	301
長		県	8	2	260		270
熊 	本	県	1	1	244	2	248
大	分 ·······	県		2	281	3	286
宫 		県 	2	1	180		183
鹿	児島	県	1	3	187	15	206
沖	縄	県	1		80	5	85
	計		3,930	2,348	11,654	1,442	19,374

表 5 外国において授与された免許状を有する者等に対する特例(免許法第 18 条)による免許状の授与の推移

	区	分	平成2	22年度	平成2	3年度	平成24	1年度	平成25	5年度	平成26	5年度	平成27	7年度	平成28	3年度	平成29	9年度	平成30)年度	令和元	年度
	小学校	一種免許状	(0)	1	(0)	2	(0)	2	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1
	小子权	二種免許状	(1)	2	(0)	1	(0)	3	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0
		専修免許状	(2)	13	(0)	7	(0)	7	(0)	3	(0)	1	(0)	2	(0)	1	(0)	3	(1)	4	(0)	7
	中学校	一種免許状	(2)	10	(2)	13	(3)	14	(1)	7	(1)	5	(2)	4	(1)	3	(2)	6	(1)	9	(1)	8
		二種免許状	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2	(0)	0
温	高等学校	専修免許状		13		8		12		8		3		4		2	(1)	7	(1)	4	(0)	9
普通免許状	同分子仪	一種免許状	(4)	11	(4)	15	(6)	18	(1)	14	(3)	8	(8)	9	(4)	8	(4)	8	(5)	15	(3)	12
聚	幼稚園	一種免許状	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	1
	47月1日28日	二種免許状	(1)	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	0
		専修免許状	(2)	26	(0)	16	(0)	19	(0)	11	(0)	4	(0)	6	(0)	3	(1)	10	(2)	8	(0)	17
	合計	一種免許状	(6)	22	(6)	30	(9)	35	(2)	22	(4)	13	(10)	15	(5)	11	(6)	16	(6)	24	(4)	22
		二種免許状	(2)	3	(0)	2	(0)	5	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	1	(0)	2	(0)	0
		計	(10)	51	(6)	48	(9)	59	(2)	34	(4)	17	(10)	21	(5)	14	(7)	27	(8)	34	(4)	39
	小	学 校	(38)	44	(20)	26	(18)	21	(29)	36	(22)	25	(25)	29	(31)	35	(26)	32	(25)	25	(31)	36
臨時	中	学 校	(52)	59	(59)	61	(62)	66	(50)	55	(80)	88	(62)	62	(71)	73	(60)	65	(46)	46	(98)	107
臨時免許状	高等	学校	(65)	73	(75)	82	(83)	94	(72)	83	(100)	107	(92)	100	(103)	111	(78)	81	(68)	74	(125)	133
获	幼	稚園	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0
		計	(155)	176	(154)	169	(163)	182	(152)	175	(202)	220	(179)	191	(205)	219	(164)	178	(139)	145	(254)	276
特別	中	学 校	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(5)	5	(3)	3	(8)	8	(0)	0	(1)	1	(0)	0
特別免許状	高等	学校	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(5)	5	(6)	6	(9)	9	(0)	0	(1)	1	(0)	0
获		計	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(10)	10	(9)	9	(17)	17	(0)	0	(2)	2	(0)	0
	総授与	件数	(165)	227	(160)	217	(172)	241	(154)	209	(216)	247	(198)	221	(227)	250	(171)	205	(149)	181	(258)	315

⁽注)()内の数字は,日本国籍を有しない者に対する授与件数を示し,内数である。

表 6-1 公立学校の免許外教科担任の許可件数の推移

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
中学校	8,179	8,081	7,950	7,496	7,128	6,968	6,784	6,781	6,686	6,514
高等学校	3,448	3,477	3,349	3,305	3,124	3,037	2,941	2,887	2,807	2,663
計	11,627	11,558	11,299	10,801	10,252	10,005	9,725	9,668	9,493	9,177

16

平成23年度の専修免許状の合計数には小学校教諭専修免許状1件、平成24年度の臨時免許状の合計数には特別支援学校教諭臨時免許状1件、

令和元年度の専修免許状の合計数には特別支援学校教諭専修免許状1件を含む。

表 6-2 公立中学校における免許外教科担任の許可件数 (都道府県別)

		717 -+>	777 -+>	717 c#4	777 -44	777>	777	717 -+>	777 -42	777>	AIT		
区	分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	増減	(前年度比)
1	北海道	1,522	1,469	1,459	1,343	1,177	1,055	975	932	861	799	-62	(-7.20%)
2	青森県	308	327	333	313	296	287	260	265	275	265	-10	(-3.64%)
3	岩手県	319	252	250	180	160	165	170	147	140	108	-32	(-22.86%)
4	宮城県	161	179	187	166	166	164	112	128	132	109	-23	(-17.42%)
5	秋田県	75	73	67	63	67	58	56	59	63	51	-12	(-19.05%)
6	山形県	119	91	149	120	113	120	112	131	119	111	-8	(-6.72%)
7	福島県	552	761	608	570	326	290	278	265	271	272	1	(0.37%)
8	茨城県	38	34	38	27	19	21	23	24	11	16	5	(45.45%)
9	栃木県	140	156	165	150	137	121	156	155	155	165	10	(6.45%)
10	群馬県	54	65	58	57	63	54	35	33	37	30	-7	(-18.92%)
11	埼玉県	23	10	3	2	1	0	2	0	0	0	0	-
12	千葉県	275	259	277	249	337	355	370	344	328	343	15	(4.57%)
13	東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
14	神奈川県	159	142	133	121	128	149	125	132	143	142	-1	(-0.70%)
15	新潟県	177	175	155	140	158	154	130	156	157	166	9	(5.73%)
16	富山県	46	47	59	59	57	62	52	53	65	65	0	(0.00%)
17	石川県	94	85	94	85	78	77	81	79	86	85	-1	(-1.16%)
18	福井県	140	138	125	123	107	94	89	105	105	95	-10	(-9.52%)
19	山梨県	55	94	94	84	68	69	56	56	63	48	-15	(-23.81%)
20	長野県	82	61	66	52	52	45	40	37	36	37	1	(2.78%)
21	岐阜県	442	412	370	334	322	321	320	339	325	340	15	(4.62%)
22	静岡県	283	303	354	373	371	334	350	345	266	234	-32	(-12.03%)
23	愛知県	114	115	115	116	129	156	94	122	121	116	-5	(-4.13%)
24	三重県	69	70	86	68	67	62	67	78	75	54	-21	(-28.00%)
25	滋賀県	7	11	9	9	14	11	6	6	13	12	-1	(-7.69%)
26	京都府	66	59	57	54	53	53	49	44	43	38	-5	(-11.63%)
27	大阪府	120	117	104	96	103	93	89	100	114	135	21	(18.42%)
28	兵庫県	268	276	273	252	263	246	229	225	229	178 9	-51	(-22.27%)
29	奈良県	21	21	17	16	17	12	10	12	7	-	2 9	(28.57%)
30	和歌山県鳥取県	253 8	250 8	223	239	243	250 4	233	247 5	240	249	0	(3.75%)
32	島根県	33	34	34	25	28	27	32	20	24	19	-5	(-20.83%)
33	岡山県	21	18	18	19	18	15	10	8	11	9	-2	(-20.63%)
34	広島県	208	136	178	220	208	267	443	415	393	406	13	(3.31%)
35	山口県	154	153	164	145	147	169	167	147	159	155	-4	(-2.52%)
36	徳島県	204	204	182	198	211	210	217	210	188	213	25	(13.30%)
37	香川県	118	119	125	161	145	141	128	131	140	135	-5	(-3.57%)
38	愛媛県	202	186	143	140	155	135	125	115	120	134	14	(11.67%)
39	高知県	144	143	153	135	133	131	131	165	166	171	5	(3.01%)
40	福岡県	35	35	31	35	31	33	38	46	44	44	0	(0.00%)
41	佐賀県	4	6	5	2	2	0	1	2	1	1	0	(0.00%)
42	長崎県	145	113	118	89	93	89	109	99	95	96	1	(1.05%)
43	熊本県	170	170	174	172	166	162	153	155	171	174	3	(1.75%)
44	大分県	239	222	223	261	236	234	249	262	283	261	-22	(-7.77%)
45	宮崎県	122	143	159	158	164	206	203	180	172	189	17	(9.88%)
46	鹿児島県	195	139	117	104	94	86	70	35	27	14	-13	(-48.15%)
47	沖縄県	195	200	192	169	202	181	137	167	211	220	9	(4.27%)
î	計(年減少率)	8,179	8,081 (-1.20%)	7,950 (-1.62%)	7,496 (-5.71%)	7,128 (-4.91%)	6,968 (-2.24%)	6,784 (-2.64%)	6,781 (-0.04%)	6,686 (-1.40%)	6,514 (-2.54%)	-172	(-2.57%)
			(-1.20%)	(-1.62%)	(-5.71%)	(-4.91%)	(-2.24%)	(-2.64%)	(-0.04%)	(-1.40%)	(-2.54%)	-1/2	(-2

教育委員会月報 2021年12月号

表 6-3 公立高等学校における免許外教科担任の許可件数 (都道府県別)

1	分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成	令和	1445-44	(34 ()						
1		1.50	43 十反	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	増減	(前年度比)
	北海道	214	234	249	216	197	198	187	192	191	146	-45	(-23.56%)
2	青森県	103	109	98	93	101	91	94	95	92	81	-11	(-11.96%)
3	岩手県	115	122	96	82	88	98	77	96	92	84	-8	(-8.70%)
4	宮城県	137	133	108	115	93	70	61	56	67	61	-6	(-8.96%)
5	秋田県	99	91	76	77	70	67	68	64	60	66	6	(10.00%)
6	山形県	67	71	63	64	57	59	50	58	46	55	9	(19.57%)
7	福島県	158	178	144	164	143	140	158	117	121	125	4	(3.31%)
8	茨城県	128	129	124	113	103	87	88	80	82	60	-22	(-26.83%)
9	栃木県	0	1	2	2	2	1	35	51	74	61	-13	(-17.57%)
10	群馬県	19	16	23	30	25	23	28	31	27	25	-2	(-7.41%)
11	埼玉県	4	5	2	2	3	2	3	2	2	2	0	(0.00%)
12	千葉県	65	61	51	59	49	43	43	34	34	27	-7	(-20.59%)
13	東京都	0	18	19	33	37	33	31	29	31	31	0	(0.00%)
14	神奈川県	259	236	204	183	187	165	166	136	112	86	-26	(-23.21%)
15	新潟県	143	142	134	154	122	124	133	120	125	120	-5	(-4.00%)
16	富山県	90	93	96	95	89	84	75	86	92	100	8	(8.70%)
17	石川県	159	135	150	145	149	202	154	147	145	154	9	(6.21%)
18	福井県	10	11	14	8	4	5	4	3	1	2	1	(100.00%)
19	山梨県	17	27	28	26	28	32	28	24	28	34	6	(21.43%)
20	長野県	253	228	235	222	230	208	169	188	171	158	-13	(-7.60%)
21	岐阜県	147	150	115	111	107	88	92	92	92	105	13	(14.13%)
22	静岡県	141	122	140	155	130	135	115	111	69	53	-16	(-23.19%)
23	愛知県	51	88	86	87	77	83	60	59	57	50	-7	(-12.28%)
24	三重県	15	38	43	43	56	45	46	41	45	41	-4	(-8.89%)
25	滋賀県	42	36	32	30	32	26	31	30	27	23	-4	(-14.81%)
26	京都府	5	5	7	8	8	9	6	10	10	10	0	(0.00%)
27	大阪府	61	45	37	45	21	22	17	18	23	26	3	(13.04%)
28	兵庫県	21	31	21	24	13	17	14	13	9	9	0	(0.00%)
29	奈良県	4	4	3	3	2	3	4	2	3	1	-2	(-66.67%)
30	和歌山県	77	85	91	92	103	90	104	117	107	104	-3	(-2.80%)
31	鳥取県	46	46	56	46	36	38	35	41	43	48	5	(11.63%)
32	島根県	62	47	47	41	46	44	43	53	44	46	2	(4.55%)
33	岡山県	20	20	15	13	12	14	15	16	14	13	-1	(-7.14%)
34	広島県	98	101	94	94	90	95	76	76	82	79	-3	(-3.66%)
35	山口県	24	33	40	45	45	42	40	41	39	42	3	(7.69%)
36	徳島県	74	70	64	77	81	82	82	71	64	57	-7	(-10.94%)
37	香川県	23	25	23	28	32	25	28	27	27	14	-13	(-48.15%)
38	愛媛県	71	63	52	44	39	38	38	35	37	37	0	(0.00%)
39	高知県	66	49	73	69	55	61	67	69	76	72	-4	(-5.26%)
40	福岡県	49	52	63	47	60	56	55	60	53	51	-2	(-3.77%)
41	佐賀県	33	31	26	25	24	23	22	22	24	28	4	(16.67%)
42	長崎県	69	68	69	62	55	53	57	65	59	64	5	(8.47%)
43	熊本県	45	39	38	40	31	38	32	26	30	26	-4	(-13.33%)
44	大分県	22	25	28	30	28	28	29	33	27	18	-9	(-33.33%)
45	宮崎県	18	15	15	16	23	41	61	34	39	43	4	(10.26%)
46	鹿児島県	3	18	14	16	19	16	16	15	14	14	0	(0.00%)
47	沖縄県	121	131	141	131	122	93	104	101	100	111	11	(11.00%)
(対前年	ì 計 年減少率)	3,448	3,477 (0.84%)	3,349 (-3.68%)	3,305 (-1.31%)	3,124 (-5.48%)	3,037 (-2.78%)	2,941 (-3.16%)	2,887 (-1.84%)	2,807 (-2.77%)	2,663 (-5.13%)	-144	(-5.13%)

教育委員会月報 2021年12月号

表7 臨時免許状の授与件数(都道府県別)

都道府県名	幼稚園		小学科	Ž	中学杉	ζ	高等学	校	特別支 学校		養護教証	俞	特別支持 学校 自立教科		合	計
北海道			93	(7)	24	(3)	46	(1)			11				174	(11)
青 森 県	1		64		34		40		19		9				167	(0)
岩 手 県	4		20		3		52		7		2				88	(0)
宮城県	8	(1)	54	(2)	34	(7)	34	(2)	9		1				140	(12)
秋田県	2		15		3		17		6		2				45	(0)
山形県	21		47		36		35				4		1		144	(0)
福島県	3		107	(4)	17	(1)	25		6		2				160	(5)
茨 城 県	11		26	(2)	30		96				4				167	(2)
栃木県	9		207	(6)	84	(3)	187	(7)	31		7				525	(16)
群馬県	2		281		18		18		22		7				348	(0)
埼玉県	41		426		25		47		48		2				589	(0)
千葉県	2		174		39		30		6		1				252	(0)
東京都					1		1								2	(0)
神奈川県			9		1		2								12	(0)
新潟県	8	(2)	101	(15)	80	(16)	122	(13)	12		3				326	(46)
富山県	3		31	(4)	21	(5)	44	(2)	13		6				118	(11)
石川県	1		136	(1)	27		43		39	(1)	2				248	(2)
福井県	3		32		2		40		16		5				98	(0)
山梨県			26	(1)	4	(1)	19	(2)			2				51	(4)
長 野 県							2								2	(0)
岐阜県			2		1	(1)	2								5	(1)
静岡県			14		3		12		8						37	(0)
愛 知 県							6								6	(0)
三重県	5		110		62		25		7		2		1		212	(0)
滋賀県	1				4		9				1		,		15	(0)
京都府	4	(1)	153	(1)	115	(3)	101	(8)	50	(1)	20	(1)			443	(15)
大阪府					6		17						1		24	(0)
兵庫県					9		16								25	(0)
奈良県	7	(6)	44	(4)	44	(6)	38	(1)			2	(2)			135	(19)
和歌山県	3		122	(8)	114	(5)	95	(12)	26	(4)	8	(1)			368	(30)
鳥取県	11	(1)	83	(5)	48	(2)	86	(7)	13		2	(1)			243	(16)
島根県			23	(1)	12	(1)	7		8						50	(2)
岡山県	7	(1)	132	(22)	91	(18)	73	(3)	14	(2)	4				321	(46)
広島県	22	(2)	257	(17)	122	(6)	111	(2)			1				513	(27)
山口県	4		47		11		27		2		3				94	(0)
徳島県	4		37		29		34		30		4		2		140	(0)
香川県	1	(1)	30	(1)	5	(1)	15	(2)							51	(5)
愛媛県			4				12								16	(0)
高知県	10		87	(3)	42	(2)	70	(1)	31	(1)	3		 		243	(7)
福岡県	7	(1)	406	(1)	111	(5)	91	(2)	71		2		1		689	(9)
佐賀県			46	(2)	19		18		4				·		87	(2)
長崎県	2		21		33		89		13				1		159	(0)
熊本県			22	(2)	3		18								43	(2)
大分県	3		69	(4)	26	(2)	41	(1)	9		1				149	(7)
宮崎県	11	(4)	123	(9)	168	(2)	131	(13)	30	(2)	1		_		464	(30)
鹿児島県	7	(2)	70	(7)	325	(4)	202		11		4		2		621	(13)
沖縄県	3	(2)	119	(1)	124	(2)	51				1		1		299	(5)
計	231	(24)	3,870	(130)	2,010	(96)	2,297	(79)	561	(11)	129	(5)	10	(0)	9,108	(345)

⁽注) 括弧内の数字は、免許状更新講習を修了していない者に対する臨時免許状の授与件数を内数で示すもの

表8 免許状の種類別の課程認定大学等数

令和2年4月1日現在

		大学	課程認	·			免許状の種	重類別の課程認定	三大学数等		
区	分	等数	大学等		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	養護教諭	栄養教諭	特別支援学校 教諭
除余大	国立	82	76	92.7%	50	52	71	76	21	3	50
	公立	92	64	69.6%	12	5	44	52	17	21	7
除く) (大学院大学を	私立	599	467	78.0%	205	190	402	421	93	116	107
を	計	773	607	78.5%	267	247	517	549	131	140	164
,_	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
短期大学	公立	14	7	50.0%	4	0	3		0	1	0
大学	私立	293	218	74.4%	199	21	36		9	45	2
	計	307	225	73.3%	203	21	39		9	46	2
	合計	1,080	832	77.0%	470	268	556	549	140	186	166
	国立	86	77	89.5%	48	53	70	77	31	9	49
大学院	公立	84	38	45.2%	3	3	30	36	6	4	0
院	私立	476	294	61.8%	58	72	244	269	25	31	12
	計	646	409	63.3%	109	128	344	382	62	44	61
を食専	国立	13	13	100.0%	0	0	0	1	0	0	12
を除く) 専攻科	公立	12	1	8.3%	0	1	0	0	0	0	0
上専攻科	私立	46	17	37.0%	3	6	12	13	1	0	0
科	計	71	31	43.7%	3	7	12	14	1	0	12
短	国立	0	0	0.0%	0	0	0		0	0	0
短期大学専攻科	公立	3	1	33.3%	1	0	0		0	0	0
専	私立	91	16	17.6%	11	2	0		5	0	0
科	計	94	17	18.1%	12	2	0		5	0	0
	国立	7	7		0	0			6	0	1
養成	公立	1	1		0	0			1	0	0
養成機関	私立	28	28		26	1			1	2	0
,,,	計	36	36		26	1			8	2	1

⁽注) 1 養成機関とは、指定教員養成機関の略で、免許法第5条及び別表第1備考第3号に基づき、文部科学大臣が 教員需給の状況等も勘案しながら、教員養成機関として適当と認め、指定した機関である。

表 9 学校種類別の免許状取得状況(令和元年度大学等新規卒業者)

				卒業者	免許状		幼	稚園			小学	校			中等	单校		高	等 学	校
	区	分		の数	取得者 実数	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	計
大	国立	教員 大学·		10,885	10,647	0	1,334	279	1,613	0	8,378	422	8,800	0	8,091	787	8,878	0	7,788	7,788
	77	_	般	71,776	6,368	0	224	7	231	0	968	57	1,025	0	3,756	73	3,829	0	6,172	6,172
		公	立	22,213	2,482	0	309	0	309	0	289	17	306	0	1,144	17	1,161	0	1,670	1,670
		私	立	369,841	47,633	0	13,977	11	13,988	0	11,879	181	12,060	0	23,216	193	23,409	0	29,254	29,254
学		=	t	474,715	67,130	0	15,844	297	16,141	0	21,514	677	22,191	0	36,207	1,070	37,277	0	44,884	44,884
短		玉	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
期		公	立	764	358	0	0	253	253	0	0	0	0	0	0	90	90	0	0	0
大		私	立	32,251	23,203	0	228	21,960	22,188	0	0	556	556	0	0	342	342	0	0	0
学		=	t	33,015	23,561	0	228	22,213	22,441	0	0	556	556	0	0	432	432	0	0	0
大		玉	立	37,297	3,455	135	5	1	141	1,125	8	4	1,137	2,472	31	3	2,506	3,076	86	3,162
		公	立	3,363	232	3	0	0	3	6	0	0	6	124	1	0	125	207	6	213
学		私	立	19,765	1,505	60	0	0	60	113	6	0	119	1,127	37	32	1,196	1,342	45	1,387
		1	t	60,425	5,192	198	5	1	204	1,244	14	4	1,262	3,723	69	35	3,827	4,625	137	4,762
院		うち教職	大学院	1,340	1,147	61	0	0	61	620	4	3	627	878	0	1	879	992	0	992
専		玉	立	280	237	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
攻		公	立	2	2	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
		私	立	86	41	1	0	0	1	6	0	0	6	29	6	0	35	29	8	37
科		Ē	t	368	280	1	0	0	1	8	0	0	8	29	6	0	35	32	8	40
,_		玉	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専知		公	立	7	7	0	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専攻 料 料 学		私	立	349	173	0	98	25	123	0	23	0	23	0	0	1	1	0	0	0
		Ē	t	356	180	0	105	25	130	0	23	0	23	0	0	1	1	0	0	0
指	定教員	養成機	幾関	2,233	1,916	0	0	1,535	1,535	0	0	25	25	0	0	0	0	0	0	0
	うち障害	害者の	数	1,514	186	0	17	12	29	2	51	3	56	3	91	3	97	6	119	125
	合	計		568,879	96,343	199	16,182	22,536	38,917	1,252	21,551	1,237	24,040	3,752	36,282	1,538	41,572	4,657	45,029	49,686

	_				特別支	援学校			養護	教証	î	è	 栄 養	教言	渝		合 計	(延べ数)	
	区	分		専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計
大	国立	教員 大学·		0	1,310	148	1,458	0	299	0	299	0	0	0	0	0	27,200	1,636	28,836
	$\overline{\Lambda}$	_	般	0	233	20	253	0	114	0	114	0	18	7	25	0	11,485	164	11,649
		公	立	0	91	0	91	0	208	0	208	0	123	0	123	0	3,834	34	3,868
		私	立	0	2,673	0	2,673	0	1,696	0	1,696	0	720	89	809	0	83,415	474	83,889
学		Ē	†	0	4,307	168	4,475	0	2,317	0	2,317	0	861	96	957	0	125,934	2,308	128,242
短		玉	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
期		公	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	0	0	358	358
大		私	立	0	0	45	45	0	0	337	337	0	0	362	362	0	228	23,602	23,830
学		Ē	†	0	0	45	45	0	0	337	337	0	0	377	377	0	228	23,960	24,188
大		玉	立	140	11	17	168	35	0	0	35	4	0	0	4	6,987	141	25	7,153
		公	立	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	2	344	7	0	351
学		私	立	5	1	0	6	10	0	0	10	8	0	0	8	2,665	89	32	2,786
Drin.		Ē	†	145	12	17	174	47	0	0	47	14	0	0	14	9,996	237	57	10,290
院		うち教職	大学院	28	1	0	29	5	0	0	5	1	0	0	1	2,585	5	4	2,594
専		玉	立	27	176	0	203	0	31	0	31	0	0	0	0	30	207	0	237
攻		公	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
		私	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	14	0	79
科		Ē		27	176	0	203	0	31	0	31	0	0	0	0	97	221	0	318
恒		玉	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専攻科学		公	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7
科学		私	立	0	0	2	2	0	45	0	45	0	0	0	0	0	166	28	194
		Ē	†	0	0	2	2	0	45	0	45	0	0	0	0	0	173	28	201
指	定教員	員養成権	機関	0	15	0	15	0	248	23	271	0	21	41	62	0	284	1,624	1,908
	う ち 障	害者の	数	5	40	0	45	0	6	0	6	0	1	0	1	16	325	18	359
	合	計		172	4,495	232	4,899	47	2,393	337	2,777	14	861	473	1,348	10,093	126,793	26,353	163,239

表 10 中学校の教科別の免許状取得状況(令和元年度大学等新規卒業者)

	区			玉	語			社:	会			数	学			理和	科			音	髤			美	桁	
	IZ.	分	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	dž	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計
大	玉	教員養成 大学·学部	0	1,286	187	1,473	0	1,161	127	1,288	0	1,085	68	1,153	0	1,031	42	1,073	0	471	7	478	0	355	23	378
İ	立	一 般	0	405	20	425	0	481	10	491	0	656	8	664	0	802	3	805	0	207	3	210	0	136	2	138
		公 立	0	148	8	156	0	224	1	225	0	81	0	81	0	178	0	178	0	87	0	87	0	115	0	115
学		私 立	0	2,667	16	2,683	_	4,329	35	4,364	0	1,797	1	1,798	0	1,818	8	1,826	0	.,	1	1,319	0	721	0	721
-		計	0	4,506	231	4,737	0	6,195	173	6,368	0	3,619	77	3,696	0	3,829	53	3,882	0	2,083	11	2,094	0	1,327	25	1,352
垢		国 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
崩		公 立	0	0	23	23	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	34	0	0	12	12
短期大学		私 立	0	0	43	43	0	0	11	11	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	62	62	0	0	50	50
-		計	0	0	66	66	0	0	15	15	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	96	96	0	0	62	62
大		国 立	252	8	0	260	387	6	0	393	436	6	0	442	497	4	0	501	156	0	0	156	109	0	0	109
		公 立	6	0	0	6	6	0	0	6	10	0	0	10	40	1	0	41	24	0	0	24	24	0	0	24
学		私 立	120	1	0	121	155	5	0	160	104	0	9	113	240	2	23	265	156	25	0	181	32	0	0	32
院		計	378	9	0	387	548	11	0	559	550	6	9	565	777	7	23	807	336	25	0	361	165	0	0	165
120		うち教職大学院	111	0	0	111	227	0	0	227	136	0	0	136	115	0	0	115	28	0	0	28	12	0	0	12
専		国 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
攻		公 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
科		私 立	0	0	0	0	0	1	0	1	5	1	0	6	0	2	0	2	24	2	0	26	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	1	0	1	5	1	0	6	0	2	0	2	24	2	0	26	0		0	0
勿		国 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
専期及大科学		公 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
科桑		私 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
指	定教員	員養成機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7.7	う ち 障	害者の数	0	11	2	13	1	18	0	19	0	9	0	9	0	8	0	8	0	6	0	6	1	2	0	3
	合	計	378	4,515	297	5,190	548	6,207	188	6,943	555	3,626	86	4,267	777	3,838	78	4,693	360	2,110	108	2,578	165	1,327	87	1,579

																										_
	区	分		保健	体育			保	建			技	術			家	庭			職	業			職業	指導	
))	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	≣†	専修	一種	二種	計
大	国	教員養成 大学·学部	0	740	35	775	0	185	4	189	0	282	47	329	0	465	90	555	0	0	0	0	0	0	4	4
	拉	— 般	0	496	1	497	0	8	0	8	0	20	0	20	0	76	0	76	0	0	0	0	0	0	0	0
		公 立	0	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0
学		私 立	0	6,499	25	6,524	0	236	0	236	0	133	0	133	0	577	0	577	0	0	0	0	0	2	0	2
-		計	0	7,766	61	7,827	0	429	4	433	0	435	47	482	0	1,128	90	1,218	0	0	0	0	0	2	4	6
短		王立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
期		公 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0
学		私 立	0	0	85	85	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	36	36	0	0	0	0	0	0	0	0
- F		計	0	0	85	85	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	43	43	0	0	0	0	0	0	0	0
大		玉 立	242	0	1	243	9	0	0	9	72	0	0	72	50	0	0	50	5	0	0	5	1	0	0	1
^		公 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学		私 立	166	1	0	167	4	0	0	4	4	0	0	4	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0
院		<u>=</u> +	408	1	1	410	13	0	0	13	76	0	0	76	59	0	0	59	5	0	0	5	1	0	0	1
POE		うち教職大学院	80	0	1	81	3	0	0	3	25	0	0	25	15	0	0	15	2	0	0	2	1	0	0	1
専		王立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
攻		公 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
科		私 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11-17		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
h=		玉立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雲崩		公 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専攻 科学		私 立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
لـــــــا		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指	定教員	員養成機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
=	うち障	害者の数	0	8	0	8	0	7	0	7	0	1	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	合	計	408	7,767	147	8,322	13	429	5	447	76	435	47	558	59	1,128	133	1,320	5	0	0	5	1	2	4	7

	区	分			英	語			他のタ	/国籍	i		宗	教			合	計	
		73		専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計	専修	一種	二種	計
大	围	教員: 大学·	養成 学部	0	1,030	153	1,183	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8,091	787	8,878
1	立	_	般	0	450	26	476	0	19	0	19	0	0	0	0	0	3,756	73	3,829
		公	立	0	263	8	271	0	7	0	7	0	0	0	0	0	1,144	17	1,161
学		私	立	0	2,986	107	3,093	0	88	0	88	0	45	0	45	0	23,216	193	23,409
-		Ē		0	4,729	294	5,023	0	114	0	114	0	45	0	45	0	36,207	1,070	37,277
短		玉	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
崩		公	立	0	0	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	90
期大学		私	立	0	0	52	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	342	342
		Ē		0	0	62	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	432	432
大		玉	立	254	7	2	263	1	0	0	1	1	0	0	1	2,472	31	3	2,506
		公	立	14	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	124	1	0	125
学		私	立	114	3	0	117	5	0	0	5	18	0	0	18	1,127	37	32	1,196
院		Ē		382	10	2	394	6	0	0	6	19	0	0	19	3,723	69	35	3,827
170		うち教職		123	0	0	123	0	0	0	0	0	0	0	0	878	0	1	879
専		玉	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
攻		公	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
科		私	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	6	0	35
		_ =		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	6	0	35
1 27		国	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
専攻 科学		公	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
科学		私 =	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
		Ē		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
指	定教員	員養成機	幾関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
=	うち障	害者の	数	0	18	0	18	0	0	0	0	1	2	0	3	3	91	3	97
	合	計		382	4,739	358	5,479	6	114	0	120	19	45	0	64	3,752	36,282	1,538	41,572

表 11 高等学校の教科別の免許状取得状況(令和元年度大学等新規卒業者)

	区	分			国語			地理歴史	ŧ		公民	;		数学			理科			音 楽			美術	i		工 芸	
))		専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計									
大	国	教員 大学・		0	1,072	1,072	0	779	779	0	660	660	0	997	997	0	967	967	0	428	428	0	288	288	0	44	44
	立	_	般	0	498	498	0	483	483	0	394	394	0	948	948	0	1,584	1,584	0	233	233	0	159	159	0	41	41
		公	立	0	153	153	0	162	162	0	210	210	0	98	98	0	269	269	0	101	101	0	146	146	0	39	39
224		私	立	0	2,776	2,776	0	3,280	3,280	0	3,489	3,489	0	1,900	1,900	0	2,063	2,063	0	1,367	1,367	0	793	793	0	205	205
学		計	ŀ	0	4,499	4,499	0	4,704	4,704	0	4,753	4,753	0	3,943	3,943	0	4,883	4,883	0	2,129	2,129	0	1,386	1,386	0	329	329
大		玉	立	269	7	276	324	4	328	244	12	256	506	8	514	684	26	710	159	0	159	114	0	114	19	1	20
 ^ `		公	立	7	0	7	6	0	6	2	0	2	18	2	20	78	3	81	30	0	30	29	0	29	0	0	0
学		私	立	126	2	128	144	7	151	88	8	96	109	10	119	285	4	289	162	9	171	37	0	37	1	0	1
D~		計	ŀ	402	9	411	474	11	485	334	20	354	633	20	653	1,047	33	1,080	351	9	360	180	0	180	20	1	21
院		うち教職	大学院	111	0	111	176	0	176	155	0	155	138	0	138	120	0	120	28	0	28	11	0	11	3	0	3
専		玉	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
攻		公	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		私	立	0	0	0	0	1	1	0	1	1	5	1	6	0	2	2	24	2	26	0	0	0	0	0	0
科		計	ŀ	0	0	0	0	1	1	0	1	1	5	1	6	0	2	2	24	2	26	0	0	0	0	0	0
	うち	障害者の	り数	0	12	12	1	10	11	1	16	17	0	9	9	0	10	10	0	6	6	1	4	5	0	2	2
	合	計		402	4,508	4,910	474	4,716	5,190	334	4,774	5,108	638	3,964	4,602	1,047	4,918	5,965	375	2,140	2,515	180	1,386	1,566	20	330	350

					書道	į		保健体育	· 育		保健	1	:	一	ŧ		家庭			農業			工業		i	商業		7	k 産	
	区	分		専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計
大	围	教員: 大学・		0	136	136	0	712	712	0	193	193	0	0	0	0	417	417	0	2	2	0	126	126	0	0	0	0	0	0
	立	_	般	0	41	41	0	566	566	0	8	8	0	14	14	0	87	87	0	100	100	0	296	296	0	35	35	0	36	36
		公	立	0	0	0	0	36	36	0	2	2	0	0	0	0	11	11	0	15	15	0	33	33	0	16	16	0	2	2
		私	立	0	312	312	0	6,944	6,944	0	193	193	0	84	84	0	622	622	0	239	239	0	641	641	0	419	419	0	10	10
学		Ē	t	0	489	489	0	8,258	8,258	0	396	396	0	98	98	0	1,137	1,137	0	356	356	0	1,096	1,096	0	470	470	0	48	48
大		玉	立	19	0	19	247	0	247	10	0	10	2	0	2	49	0	49	6	1	7	106	16	122	5	0	5	8	1	9
		公	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	0	5	1	0	1	0	0	0
学		私	立	7	0	7	168	1	169	4	0	4	0	0	0	10	0	10	12	0	12	33	0	33	0	0	0	0	0	0
		Ē	t	26	0	26	415	1	416	14	0	14	2	0	2	59	0	59	19	1	20	144	16	160	6	0	6	8	1	9
院		うち教職	大学院	6	0	6	73	0	73	4	0	4	1	0	1	15	0	15	1	0	1	12	0	12	2	0	2	0	0	0
専		玉	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
攻		公	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
'		私	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
科		Ē	t	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	うち	障害者の	の数	1	1	2	0	8	8	0	7	7	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	4	4	0	0	0	0	0	0
	合	計		26	489	515	415	8,259	8,674	14	396	410	2	98	100	59	1,137	1,196	19	357	376	144	1,112	1,256	6	470	476	11	49	60

	区			i	商 船		職	業指導		1	青 報	ł	7	畐 祉	:		英語	5	他位	の外国	語	5	宗 教	ζ		合 計	†
	区	分		専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計	専修	一種	計
大	玉	教員 大学·		0	0	0	0	0	0	0	69	69	0	0	0	0	898	898	0	0	0	0	0	0	0	7,788	7,788
	立	_	般	0	0	0	0	0	0	0	115	115	0	1	1	0	508	508	0	25	25	0	0	0	0	6,172	6,172
		公	立	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0	20	20	0	321	321	0	10	10	0	0	0	0	1,670	1,670
		私	立	0	0	0	0	2	2	0	624	624	0	121	121	0	3,023	3,023	0	96	96	0	51	51	0	29,254	29,254
学		Ē	†	0	0	0	0	2	2	0	834	834	0	142	142	0	4,750	4,750	0	131	131	0	51	51	0	44,884	44,884
大		玉	立	0	0	0	1	0	1	32	3	35	1	0	1	269	7	276	1	0	1	1	0	1	3,076	86	3,162
		公	立	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0	0	0	18	1	19	0	0	0	0	0	0	207	6	213
学		私	立	0	0	0	0	0	0	17	1	18	0	0	0	116	3	119	5	0	5	18	0	18	1,342	45	1,387
		Ī	†	0	0	0	1	0	1	61	4	65	1	0	1	403	11	414	6	0	6	19	0	19	4,625	137	4,762
院		うち教職	太学院	0	0	0	1	0	1	16	0	16	1	0	1	118	0	118	0	0	0	0	0	0	992	0	992
専		玉	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
攻		公	立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		私	立	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	8	37
科		Ī	†	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	8	40
	うち	障害者の	の数	0	0	0	0	0	0	0	7	7	0	2	2	0	17	17	0	0	0	1	2	3	6	119	125
	合	計		0	0	0	1	2	3	61	839	900	1	142	143	403	4,761	5,164	6	131	137	19	51	70	4,657	45,029	49,686

Series 地方発!我が教育委員会の取組

広島県教育委員会

| で学び一貫のひろしまっ子!| の実現に向けて

~広島県教育委員会乳幼児教育支援センターの取組~

はじめに

生涯にわたって主体的に学び続けるには、自ら課題を見付け、課題の解決に向けて「探究」する力を乳幼児期から育成することが重要です。「探究の芽」は、乳幼児の日々の生活の中で育まれます。乳幼児期の子供にとって、「遊び」は探究の宝庫であり、「遊び」そのものが「学び」です。

広島県教育委員会では、子供が育つ環境に関わらず、 県内全ての乳幼児に、家庭や幼稚園・保育所・認定こど も園等(以下「園・所等」という。)において、「遊びは 学び」という理念のもと、乳幼児期に育みたい力の育成に 向けた教育・保育が行われ、小学校以降の教育の基礎が 培われるよう、施策の方向性と取組内容を示した「『遊び 学び 育つひろしまっ子!』推進プラン(以下「プラン」 という。)を平成29年2月に策定しました。

平成30年4月には、プランに掲げる施策を総合的に推進する拠点として、行政職や指導主事に加え、園・所等での実務経験のある専門職員や心理職、幼児教育アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)や保育ソーシャルワーカーにより構成される「乳幼児教育支援センター」(以下「センター」という。)を教育委員会内に設置し、国公私立、園・所等の施設類型に関わらず、県内全ての乳幼児の教育・保育に係る取組を進めてきました。

以下、センターのこれまでの主な取組を中心に紹介して いきます。

1. 園・所等における教育・保育内容の充実

園・所等における教育・保育内容の充実に向けて、(1) 幼児教育アドバイザー訪問事業、(2) 教員・保育士等向け各種研修、(3) 保育ソーシャルワーカー派遣事業等を実施しています。

(1) 幼児教育アドバイザー訪問事業

幼児教育アドバイザー訪問事業は、県内全ての園・所等を対象に、園・所等での実務経験が豊富で幼児教育について専門的な知識を有するアドバイザーが、依頼に応じて訪問し、園・所等に寄り添いながら、教育・保育の充実に向けて支援するもので、センター設置前の平成27年度からアドバイザー2名で開始し、現在は18名(現役私立園長7名を含む。)体制で実施しています。

平成30年度からは、特別な支援を要する乳幼児の支援についての相談により効果的に応じるため、県立特別支援学校の教育相談主任が同行する訪問を開始したり、継続的な指導・助言により訪問効果を高めていくため、年度内に複数回の訪問を可能としたりするなど、取組を拡充しました。また、事業開始当初、公立の園・所等を中心に訪問したこともあり、私立の園・所等への訪問がなかなか伸びないという状況があったため、公益財団法人広島県私立幼稚園連盟と連携し、私立幼稚園の現役園長をアドバイザーに任命するなど、私立の園・所等が訪問を受け入れやすくなるよう環境を整えるとともに、関係団体や首長部局と連携しながら、積極的な広報活動を行っています。

令和2年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問を自粛する期間が生じていますが、その間も、電

話やオンラインで相談に応じるなど、園・所等の教育・保 育の充実に向けた支援を途切れさせることがないよう取り組 んでいます。



アドバイザーを活用した園内研修の様子

(2) 教員・保育士等向け各種研修

研修については、法定研修のほか、園・所等のニーズや 社会情勢を踏まえた様々なテーマの希望研修を実施してい ます。

今年度は、ファシリテーター養成のための研修、乳児保育 に焦点を当てた研修、「保育の質・評価」に係る研修、子 育て支援・家庭教育支援に係る研修などを実施しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度からは、オンラインを導入し、ブレイクアウトルームやチャット等の双方向でのやり取りを取り入れながら実施しています。お互いが慣れない機械操作にとまどうこともありましたが、オンライン研修になったことにより、職場内で複数人同時に受講しやすくなり、研修後にみんなで振り返ることができたなどの思わぬ声もあるなど、概ね好意的に受け止められています。

(3) 保育ソーシャルワーカー派遣事業

保育ソーシャルワーカー派遣事業は、社会福祉士等の資格を有する保育ソーシャルワーカーが、依頼に応じて園・所等を訪問し、家庭の養育状況や発達上の課題等、乳幼児やその家庭の抱える様々な困りごとを支援する園・所等の相談に応じながら、必要に応じて関係機関・専門機関へとつなぐもので、平成30年度から2市を対象にモデル実施を開始し、令和2年度からは県内全23市町を対象に7名体制で実施しています。

全県的な活動を開始したばかりですが、保育ソーシャルワーカーが助言等を行ったことで、園・所等と家庭との関係が改善され、そのことが子供へもよい影響を与えているなどの声もあり、徐々に活動に対する理解が深まっています。

2. 幼保小連携・接続の推進

園・所等における教育・保育内容の充実に加え、センターでは幼保小連携・接続の推進にも重点を置いて取り組んでおり、(1)幼保小連携担当教員を対象とした研修や、(2)市町における幼保小連携・接続の取組支援等を行っています。

(1) 幼保小連携担当教員を対象とした研修

園・所等から小学校へと円滑な接続を図るための教育活動が実施されるよう、平成30年度から、幼保小連携担当教員を対象とし、小学校の体制整備及びスタートカリキュラム編成支援のための研修会を地域毎に実施しています。

幼児教育の基本的な考え方や,小学校教育へのつながり, スタートカリキュラム編成・実施・改善のポイントや実際の 取組紹介などをテーマとする講義・協議のほか,保育参観 や実践報告等を取り入れ、実践的な学びを目指しています。

(2) 市町における幼保小連携・接続の取組支援

市町における幼保小連携・接続の取組の促進に向け, 市町単位での幼保小連携協議会の設置を促しているほか, 依頼に応じて,研修会の講師を務めるなど,市町の取組を 支援しています。



幼保小合同で、保育参観を行い、 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基に協議

3. 保護者の学習機会の充実

県内全ての保護者に、「遊びは学び(遊びの中に学びがある)」という本県の乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方について、共感的に理解してもらうことを目指して、(1) 家庭教育に役立つ情報の提供や(2)親子の学び・集いの場の充実など、様々な取組を進めています。

(1) 家庭教育に役立つ情報の提供

これまで、あらゆる対人関係の土台となる愛着の形成に向けたスキンシップや言葉かけ、ことばの力が育つ絵本の読み聞かせ、意欲や考える力などが育つ共感的な子供との接し方の重要性などについて、4コママンガやイラストを用いて分かりやすく伝えるリーフレットを作成し、園・所等や「市町の子育て世代包括支援センター(ひろしま版ネウボラ)」等を通して配布するなど、全ての保護者に対する情報提供の取組を行ってきました。





保護者向け啓発資料 乳児 (0~2歳) シリーズ イヤイヤ期編

令和2年度からは、子供の発達段階に応じて、「遊びは学び」

の考え方が保護者に共感的に理解されるよう、日常の様々な 場面において学びがあることを示したリーフレットを乳児シリー ズと幼児シリーズに分けて作成し、SNSやデジタル広告、母 子手帳アプリなど、様々な媒体を活用して情報提供しています。





保護者向け啓発資料 幼児 (3 ~ 5 歳) シリーズ ごっこ遊び編

上記以外の啓発資料は,広島県教育委員会HP「親 子コミひろしま」に掲載しています。

https://www.pref.hiroshima. lg.jp/site/oyakokomi/ asomanaippai.html



(2) 親子の学び・集いの場の充実

保護者が安心して自信を持って子育てができるようになる ためには、子供への接し方や子育てについて学習する機会 を設け、保護者として子供と関わりあう力を、保護者自らが 伸ばしていくことが必要です。

そのため、保護者が乳幼児と一緒に楽しみながら、身近な

場所で気軽に取り組むことができる遊びや、その遊びがどのように学びにつながるのかのヒントを提供したりすることを通じて、普段の生活の何気ない「遊び」が「学び」そのものであるということを保護者に理解してもらう「あそびのひろば」を、市町と連携し開催しています。



「あそびのひろば」の様子

また、平成20年度に県独自に開発した「『親の力』を まなびあう学習プログラム」(以下「親プロ」という。)を 活用した市町等における学習機会の充実に取り組んでいま す。この「親プロ」は、子育てに必要な知識や技術そのも のの習得というよりも、子育ての段階に応じた身近なエピソー ドを基に、保護者同士が話し合う中で、親が「自ら気付き、 学ぶことができる力」を高めていくことを目的としています。 これまで延べ6万人以上が「親プロ」を受講しており、受 講者の8割以上が「子育ての不安が軽くなった」と答える など、一定の成果を得ていると考えています。



「親プロ」の様子

また、今年度は、乳幼児の保護者等を対象とした家庭教育フォーラムを開催し、「遊びは学び」という県の基本的な考え方についての共感的理解及び子育てに関する自信や安心感の醸成を図る契機としました。

4. 地域による親子支援

家庭教育は、保護者が行うことが基本であることは言うまでもありませんが、家庭内だけで教育が行われるのではなく、地域との交流を通じて家庭では普段できない体験や異世代の人との交流をしながら親子ともに成長していくことが望まれます。

そのため、地域の子育でボランティア等が、身近な地域 住民として保護者に対して気軽に相談に乗ったり、保護者 の学びの場や家庭では普段できない体験・地域との交流の 機会を提供したりするなど、親子の成長や親子と地域との つながりづくりを行う地域人材の育成、組織化を支援してい ます。

具体的には、「親プロ」を進行するファシリテーターの活動が充実するよう、講座を進行する技術や資質の向上を図り、情報交流を通じてファシリテーター間のネットワークづくりを行うための研修を実施するほか、県の福祉部局とも連携し、子育て・家庭教育支援に携わるボランティア、行政担当者、園・所等の職員等を対象とした会議等を開催し、資質向上を図るとともに、異なる立場の支援者同士のつながりを作るなどして、支援活動の充実を図っています。

おわりに

平成29年2月のプラン策定から、今年度で5年を迎え、 この間、社会情勢・環境の変化や、それらに伴う子育て家 庭の多様性への対応等、新たな課題も出てきています。

現在, これまでの取組の成果と課題を整理した上で, 社会情勢・環境の変化や有識者からの意見も踏まえ, プランの見直しを行っているところです。

今後も、「遊び」を通して、子供それぞれの心と体の発達が促され、「探究の芽」が育っている広島の子供「遊び学び 育つひろしまっ子」の実現を目指して、首長部局、関係機関と連携することはもちろんのこと、乳幼児期の子供に関わる家庭、地域、園・所等、小学校、行政などの様々な主体が、それぞれの役割を果たしながら「オール広島県」で、乳幼児期の教育・保育の充実に取り組んでいきたいと考えています。

Series 地方発!我が教育委員会の取組

福岡県春日市教育委員会

夏季休業明け18校の手作りオンライン授業

~市教委・学校間の危機意識の共有と方針の明確化~

はじめに

春日市は九州北部、福岡都市圏の中央部に位置。福岡市の南側に隣接し、福岡市中心部まで10キロメートル圏内という地理的条件に恵まれています。東西4キロメートル、南北5.34キロメートルのひし形に近い円形をしており、面積は14.15平方キロメートルで、福岡県内で一番面積の小さな市です。福岡都市圏の住宅都市としての性格が強く、昭和40年ごろから人口が急増しています。平均年齢は43.63歳です。日経BP総合研究所が今年8月に発表した「シティブランドランキング-住みよい街2021-」においては、全国11位、九州・沖縄エリアでは2年連続1位となっています。

春日市の小中学校は、平成17年度に春日北小学校、日の出小学校、春日北中学校がコミュニティ・スクールに移行したのを皮切りに、順次導入が進み、平成22年4月から、18校全ての小中学校がコミュニティ・スクールになりました。平成24年には、第1回全国コミュニティ・スクール研究大会がクローバープラザ*で開催され、北海道から沖縄まで全国の教育関係者や学校関係者、地域の人など約1,400人が参加しました。同大会は、全国コミュニティ・スクール連絡協議会と春日市教育委員会主催、文部科学省企画協力によるもので、分科会での実践発表や全体会でのフォーラムなど多くの事例報告が行われ、活発に意見が交わされました。現在、春日市のコミュニティ・スクールは、学校・地域の特色を生かし、それぞれの学校ごとに内容の異なる、多彩な教育活動「共育」を行っています。

※クローバープラザ=春日市内に立地する福岡県立の複合施設

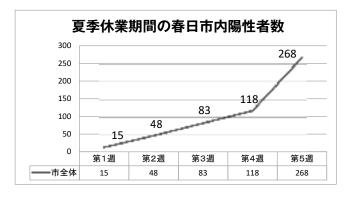
1. 感染拡大下での春日市教委の対応

(1) 夏季休業中の感染拡大

8月17日、政府対策本部は、福岡県を緊急事態措置を実施すべき区域に追加しました。これを受け、福岡県では新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、8月20日(金)から9月12日(日)まで、緊急事態措置を実施することを決定しました。学校教育については、「三つの密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策の徹底」、「身体接触や大きな発声を伴う活動等の感染リスクの高い活動の中止」、「課外授業や部活動等の原則中止」が求められました。

(2) 春日市教委の対応

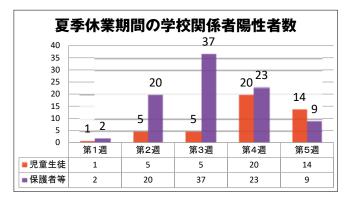
春日市では、夏季休業期間においても、学校・家庭から 児童生徒本人及びその家族の感染状況報告を休日も含め て毎日集約していました。



その結果、急激な増加が確認され、夏休み明けに通常 どおり教育活動を再開した場合、臨時休業の繰り返しにな ることを危惧していました。 夏季休業期間に入ると同時に、春日市内の陽性者数が増え始めました。第1週 (7/19~7/25) は15人だったのが、第2週(7/26~8/1)には48人と増加しました。第3週(8/2~8/8)には83人となりました。第3週の初めの8月2日には、春日市を含む福岡地域がまん延防止等重点措置の対象地域となりました。さらに、第4週 (8/9~8/15) は118人、第5週 (8/16~8/22) は268人とさらに急増し、8月20日には福岡県全体が緊急事態措置の対象地域となりました。

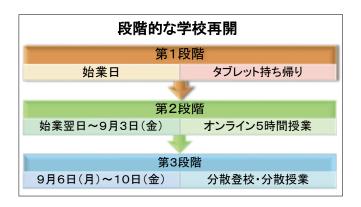
2. 危機意識の共有と方針の明確化

(1) 危機意識の共有



春日市では、緊急事態措置開始の3日後の8月23日の午前に臨時校長会を開催しました。感染拡大を18校の校長に実感してもらうために、夏季休業期間の児童生徒の陽性者数、児童生徒の保護者や兄弟姉妹等の陽性者数を具体的に資料として配付し情報共有しました。これらの数字を共有することによって、このまま夏休み明けの授業を開始すると、ほとんどの学校が、学校全体や学校の一部の臨時休業となることを認識してもらいました。

(2) 方針の明確化



学校における感染者の急激な拡大の可能性を低くするために、18校全でに以下のような段階的な学校再開を指示しました。

第1段階は、夏休み明けの始業日当日です。子どもたちの学校滞在時間は1時間程度。担任は子どもたちの元気な姿を確認し、明日からのオンライン授業の説明と必要な教材を配り、タブレットの操作を再確認するよう伝達しました。

第2段階は、始業日の翌日から9月3日までの1日5時間のオンライン授業です。午前8時半からオンライン朝の会を実施し、その後午前中4コマ、午後1コマのオンライン授業、最後にオンライン帰りの会の実施を基本形として組むことを指示しました。なお、各学校の始業日が異なるため、オンライン授業の実施日数は2日間から6日間と幅が生じました。

第3段階は、9月6日から10日までの週です。この週は、密を避けるために分散登校及び分散授業を実施することを指示しました。ただ、オンライン授業期間に感染拡大が続いている学校については、校長判断でオンライン授業を継続するよう伝えました。

3. 手作りオンライン授業を可能とした背景

(1) 春日市教委主催の ICT 諸研修

春日市の多くの学校は、昨年の全国一斉の臨時休業期間中からオンライン学習支援やオンライン朝の会を試行してきました。その取組を一層充実させ、持続可能とするために、教育委員会は教職員向けの研修会はじめ様々な支援策を、感染拡大の隙間を縫いながら進めました。

① 基幹的な研修

基幹研修として、以下の「キックスタートプログラム」を 実施しました。この研修は、タブレットの機能の理解と実際 の操作方法を習得するための実践的な終日研修です。感 染拡大の隙間を縫いながら日程調整の工夫が必要でした。 さらに、三密を避けるために春日市役所大会議室を優先的 に使用しました。この研修を対面で実施できたのは本市の 大きな強みとなりました。1校当たり約14人が受講したこと となり、各校のICT教育推進上の中核を形成できました。

基幹的な研修

研修名	キックスタートプログラム							
四极击灾	グーグルが提供するクラウドツール理解							
研修内容 	グーグルワークスペースの実際	の操作						
研修方法	春日市役所での対面研修	》						
研修時間	終日 (9:30~16:30)							
	R2年11月24日(月)	40人						
	R2年11月25日(水)	38人						
	R2年11月27日(金)	40人						
期日人数	R2年12月 1日(火)	40人						
	R2年12月15日(火)	50人						
	R3年 7月30日(金)	40人						
	R3年 8月24日(火)	中止						

② 補完的な研修

補完的な研修

研修名	まなびポケットに関する研修								
四份市办	教育クラウドサービスにつ	ついて							
研修内容	まなびポケットの操作方法								
研修方法	双方向型のオンライン研修								
研修時間	105分 (15:00~16	S:45)							
## I ##	R3年 2月24日(水)	29人							
期日 人数	R3年 2月25日(木)	28人							

研修名	情報モラルに関する研修								
	GIGAスクール構想について								
研修内容	校務用パソコンでの個人情報管理								
	児童生徒への情報モラル教育								
研修方法	双方向型のオンライン研修								
研修時間	60分(16:00~17:00)								
## ##	R3年 5月26日(水) 随時視聴可								
期日 人数 	※グーグルドライブで随時受講可能								

研修名	スクールタクトに関する	研修						
研修内容	授業支援システムについて							
柳修內合	スクールタクトの操作方法							
研修方法	双方向型のオンライン	研修						
研修時間	60分 (14:00~15	:00)						
期日 人数	R3年 8月 5日(木)	30人						

さらに補完研修を双方向型のオンラインで実施し、授業 技術の向上と情報リテラシー教育の重要さの啓発を図りま した。

(2) 校長会と協働のオンライン実践事例集

事例16 春日市立春日北中学校

校長 末次 宗一

〒816-0872 福司県春日市桜ヶ丘7丁目20番地

Ta: 092-502-0107 学校ホームページ URL https://witachu.jmdofree.com/

休校期間中の学習支援

~オンライン学習の可能性を引き出す取組~

1. はじめに

コロナウィルス胚発症拡大防止のために、作品が平さ月から全間的に小甲学校の体験を置かとられるようになった。年度が変わっても、on 明けます。学校実際の更多しを立てることができながり、生徒の学力低下や迷路保管などを心配する数量の実が実まった。そこで、既存の学校開酵や家庭の 101 を活用してサンライン機関に取り組み、学習支援を乗生に行うことが、不可欠であると考えた。オンライン機関を開始する標に保証となるのは、情報収集などの機関や学館においませない。またで、オンライン機関の導入にこの定を描んで、で、かといって、1 人に 1 台灣 決が場合のを持っていては、今そこにある色様に対応できない。学校では、27 円出を発見と技術・実施するある影響が主張できンライン機関の特徴する形になった。





(現長研修会)

(オンライン投業体制)

令和2年の約3か月に及ぶ全国一斉臨時休業期間中、春日市内18校全てが試行錯誤しながらオンラインを使った学習支援にチャレンジしました。それを市教委が集約し事例集としたものが、「エデュケーションかすが『学びを止めない』オンライン学習支援」です。上記は、本事例集に収録されている春日北中学校の実践事例の一部です。

本事例集には、コミュニティ・スクール推進上の基盤である中学校ブロックごとに18校全校の実践をまとめて収録しています。さらに、不登校児童生徒への支援を行っている春日市教育支援センター「マイスクール」在籍児童生徒への取組も加えました。

さらに、今年度は、協働的な学習や個別最適化における 効果的なICT活用事例集を第2版として作成中です。

(3) 市教委担当者自身による状況把握



各種研修会を主催しながら、今回の18校全校のオンライン授業実施期間においては、市教委のICT担当者自らが各学校を訪問し、実態や課題の把握に努めました。写真手前左が授業配信の様子を参観している担当者です。

学校管理職の声に加えて、実際にオンライン授業を配信 している教職員の生の声を聴くことにより、ハード面とソフト 面の生の課題を把握することができました。この積み重ね は、市教委と各学校の協働意識をさらに高め、春日市の大 きな強みとなりました。

(4) 小中学校児童生徒PCR検査報告フォーム

感染者拡大の波が繰り返される中、家庭から学校に報告される情報量も膨大なものになってきました。通常、児童生徒及びその家族が、新型コロナウイルスに感染した、濃厚接触者になった、PCR検査を受けることとなった、及びPCR検査を受けた場合は、直ちに保護者から学校に電話していただいていました。また、PCR検査の結果が出たら、その結果も直ちに学校に電話でお知らせいただいていました。一方、土・日曜や夜間については、春日市役所代表電話で報告を受けていましたが、情報が混乱するケースが見られました。

このような状況の中で、市教委が導入したシステムが、ふくおか電子申請サービス「春日市立小中学校児童生徒PCR検査報告フォーム」です。このシステムを市内小中学校全ての保護者に紹介することにより、学校閉庁期間であっても、保護者から検査受検等の報告があったことを把握し、迅速な対応を取ることが可能となりました。さらに、行政専用チャットツール(LoGoチャット)を活用し、教育部管理職と当該校学校管理職との情報共有が容易になりました。

春日市立小中学校児童生徒PCR検査報告フォーム **栄養生活の疾病 (みりが** ひらがなで入力してください。 中学校 「1年1種」のように開催してください。 製作品が終 ※きょうだい児が検査を受ける場合は、「2 本人以外の家族」を選択してく *西中Ψける人 ○ 1 上記の児童生徒本人 ○2 本人以外の原理 は機関係及は検費予定日が決まっている。 **4百 (予定) の状态** 2 検索予定日が未定である 明白日(または予田日) # **v** # **v** B 独峨が不明な場合は、京保としてください。 **・西州車が分かる日(北た** (4平常円) # V A V B 検査技能がまだ出ていない場合は、意識としてください。 ※検目、検査技能が出た場合は、認めてこのフォームに入力してください。 **(日に利用してい** ※利用ありの場合は、毎日本放映を児童クラブ事務局(092-558-7626)に (PFEON) REARE を進かかに連絡してください。 クラブ (宇皇保用) の利用 利用あり 「野は影」のように入力してください。影響動に所属していない場合は「所 AUTURN 160 EPPI 魔なし」と入力してください。

4. 18校手作りオンライン授業の実際

(1) 児童生徒のオンライン授業受講状況

春日市内の小中学校 18 校全てが、夏休み明けの始業日翌日から9月3日まで、オンライン朝の会・帰りの会と1日5時間のオンライン授業を実施しました。9月2日時点の各校の児童生徒の受講状況を集約したものが次ページの表です。

春日市内児童生徒の88% (9707人) が自宅でオンライン授業を受講しています。一方、11% (1223人) の児童生徒が学校に登校してオンライン授業を受講しています。この多くは、昼間に保護者が家庭にいない放課後児童クラブの利用者等です。1% (106人) の児童生徒は体調不良等で受講できませんでした。

無症状の陽性児童生徒や家族陽性による濃厚接触者となった児童生徒の多くが、自宅で受講していることも併せて報告されています。

このような高い割合のオンライン授業受講を支えた要因に は、各学校の創意工夫があります。

児童生徒のオンライン授業受講状況(令和3年9月2日)

	学校名	オンライン授業 (自宅で受講)	オンライン授業 (学校で受講)	受講できず (体調不良等)
1	春日小	522	125	7
2	春日北小	364	67	4
3	春日東小	686	173	4
4	春日原小	397	71	2
5	春日西小	732	55	12
6	須玖小	438	89	4
7	春日南小	752	144	10
8	大谷小	333	65	1
9	天神山小	738	111	4
10	春日野小	523	102	3
11	日の出小	266	61	1
12	白水小	358	84	1
13	春日中	566	4	15
14	春日東中	609	15	1
15	春日西中	620	19	11
16	春日南中	631	16	5
17	春日野中	786	12	8
18	春日北中	386	10	13
	計	9707	1223	106
	割合	88%	11%	1%

※ 小学1年生の一部は含まれていない。

(2) 子どものニーズに応じた時間割

19 M	8/27(B)	8/3 G(R)	8/3 f(SC)	9/1093	9/2(40	9/3(数)
6:30~	オンライン	オンライン	オンライン	オンライン	チンライン	オンライン
	MOR	観の食	Mos	報の食	輪の食	柳の食
9.00-	88 OE (E)	MERS GROWN	MIN (IEID)	MIN OUR	MIN (KDRD)	MIN OUR
V:45	夏の申しみ	事実にもと	事実にもど	バンフレッ	バンフレッ	*****
		づいて書か		FR#63	トを調をう	***
		わたまを終				**
		6.9	6.5			
10:00~	MR	# Rt	HR	# Rt	×m	× th
10:45	(**·**)	(**-**)	(*#·*K)		(*#·*X)	(++-+=
	式と計算の					
	MC 2	MC 2	MC X	MC7	MC 5	MCY
11:00~	BX (+#)	No. (Mag)	MRH (MRM)	#H (#G)	## (+#)	10 (MG)
11:45	学校七寸品	自然共産か	*# : 2 ?	****	5 8 9 M 2	955
	6.4 2 3 4	6 < 6 6 8	**	4.	10480	4 < 4 6 8
	P	94	· B.L.A.W.Z.		・運動のでき	94
	· 10 - 1 10 -	- But L ft 6	カロタービ		6.60	- BOLL 64
	A BANK	000	-			0011
12/00~	-9-6-	金銀 (銀銀)	BOR (BORD)	作物 (単位)	音楽 (新信)	伸展 (中級)
12:45	*-A->	STERE	20.00	自然共會化		
		8.4		4 < 4 F F	8.4	20420
		- ii 31 - 9° -		9.6	· 4 3 - 8 -	- MR-04.1
				- PARLAS		4.98
14/00~	88 (CC)	果物(中果)	88 (EB)	#B (+#)	RIS (ICID)	#B (+H)
14 45	夏の楽しみ	4<645	2 4 4 5 8	4<6+9	3 T M + 1 E	3<6+9
14:45-	オンライン	*>>1>	サンライン	キンライン	*>94>	#>94>
15/00	99.00	領生の会	9900	9900	98 Y C &	9100
	* ッチノー	* マテノー	東ゥチノー	*-+/-	東ゥチノー	2-7/-
	PRESC.	Pice C.	PRESC.	Pice C.	FERS.	Pice C.

この時間割は、春日東小学校が4年生保護者に配付した 8月27日から9月3日までのオンライン授業時間割です。地域の方々の理解を得るために、学校ホームページにも全ての学年の時間割が掲載されていました。

授業だけでなく、子どもの心身の健康状態を把握するために、担任による朝の会に始まり、帰りの会で終えるように組み立ててあります。さらに、この時期に対面では困難であったリコーダー演奏の音楽の授業も組み込んでいます。



春日東小学校では、さらに学校ホームページ内に、「クロームブックの使い方・オンライン授業参加の仕方」コーナーを作りました。このことは、家庭で子どもがオンライン授業を受講する際に、保護者の方が低学年や中学年のお子さんを補助するうえでの大きな一助となりました。

おわりに

在籍児童生徒の感染者が確認された場合、多くの学校では感染拡大防止の対応と同時に、感染が確認された児童生徒やその家族の心のケアに努めます。児童生徒の中には他者を濃厚接触者にしてしまったこと、学びを止めてしまったことに過度の責任を感じてしまうケースも見られます。学びを止めることなく、対面授業からオンライン授業に切り替える選択肢を持つことは、学習保障に加え、子どもやその家族の心理的負担を軽減するのにも大きな効果があると考えます。

Series 学校における働き方改革

戸田市教育委員会

戸田市の小。中学校の働き方改革

~何より子供と教師が「明るく元気」であるために~

はじめに

近年、児童生徒を取り巻く環境が、多様化・複雑化するとともに、GIGA スクール構想の実現に向けた ICT 教育を推進するなど、多くの役割や幅広い能力が教師には求められている。

将来の日本社会を担う人材である子供たちを育てるため、 教材研究や授業準備、児童生徒と向き合う時間を確保する ため、教師の服務を監督する立場である市町村教育委員会 がイニシアティブをとって業務改善への自走を促し、教師の 働く環境を整備していかなければならないと考える。

そこで、本市では、教育の質を担保しながら、教師の働き方改革を推進するという、「教育改革」と「働き方改革」 を両輪で進めている。

教師の負担軽減策の検討(キーワードは「3K」)

2016年の4月から6月の本市における、ひと月当たりの 勤務時間を除いた在校等時間(以下、「時間外在校等時間」。)の平均は、小学校で50-60時間、中学校で75-85時間(土日の部活動を含む)であった。そのため、時間外 在校等時間の長い教師が多いこうした状況を改善することが 急務であった。

そこで、「優先させる業務」また「効率化させる業務」を検討するため、2016 年度から文部科学省委託事業「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業」として、戸田市チーム学校運営委員会の中に、「可視化ワーキンググループ」(以下「WG」。)、「共有化 WG」、「効率化WG」の3つの「K」となる WGを設置し、教師が子供と向き合える時間を確保し、必要な教育活動を充実させるため

の研究に取り組んできた。



平成28年度文部科学省委託事業 「チーム学校の実現に向けた業務改善等の推進事業」

まず、可視化 WG では、学校が収受する文書、教師の出張について分析した。その結果、各校で文書処理に月平均約83時間(1日約4時間)を費やしていることや、各学校から本市教育センターまで出張すると、1回の移動時間だけで全校で16時間以上を要していることが明らかとなった。こうした現状を踏まえ、集合型研修や会議の在り方について検討を行い、通知文書や調査・照会を見直すとともに、Webexによる研修・会議における「テレビ会議システム」に早くも着手した。

次に、共有化 WG では、共有化すべき業務内容と共有 化ツールを経験年数等と関連付けながら分析し、校務分掌 の変更や人事異動があっても、効率的な情報共有が可能に なるよう、各学校のファイルサーバーの運用ルールを統一し、 統合型校務支援システムの機能の見直しを行った。

そして、効率化 WG では、簡易な出退勤システムを導入し勤務時間を把握するとともに、民間企業の協力を得て、一部の小学校の特定学年の教師の業務優先度について調査分析を行った。民間企業のコンサルティングを受け、業務

の重要度に統一的な判断基準を設け、教職員が主体的に業 務改善を行える状況を創り出すとともに、重要度が低い業務 を徹底的に削減した。

ICT の導入整備は進んでいたものの、10年、20年前とほぼ変わらない教室環境や事務作業、会議の実施方法など旧態依然のものも数多く存在しており、こうした負担軽減策の検討が、本市の学校における働き方改革を推進するきっかけでもあった。

統合型校務支援システムの導入

2011 年度から、統合型校務支援システム C4th を導入し、 諸表簿の電子化、効率化に取り組むとともに、教職員の業務に合わせ、機能の充実を図ってきたところであり、通知表、 指導要録の編集が簡略化された。例えば、児童生徒の出欠 席を入力するだけで、月ごとの出席状況や学校日誌、通知 表等に反映されるなど、教師の作業の単純化・効率化が可能となった。また、児童生徒の個人データにおいて、過去 の成績や行動の記録等のデータをシステム内で一括して管理することで、成績処理等における負担軽減につながっている。

教師の勤務時間適正化に係る取組

勤務時間の適正化等に係る効果的な取組として、統合型 校務支援システムによる出退勤管理(2019年~)が挙げら れる。

これまでの教職員の出退勤は、管理職による目視や報告だけであったが、統合型校務支援システムにより出退勤時間を記録することで、教職員一人一人が在校等時間を意識した勤務につながっている。また、管理職は教職員一人一人の在校等時間の可視化により、業務量の多寡や年間を通じての繁忙期・閑散期を把握することで、校務運営に活かしているところである。さらに、時間外在校等時間が長時間化している教職員と面談を行い、その原因や解決策について、所属職員とともに、検討・実行している。

そして、2019 年1月に策定された「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされ、1 か月の時間外在校等時間は 45 時間

以内、1年間の時間外在校等時間は360時間以内と定められた。

こうした情勢を受け、2020年度より本市では、働き方改革を加速させるため、定例の教育委員会において、月80時間超の時間外在校等時間が常態化した学校の校長と教育委員の協議の場を設けている。

そのほかにも、少しでも教師の時間外在校等時間を減らす策とし、留守番電話の導入(小学校午後6時以降、中学校午後7時半以降)や、学校閉庁日の設定(8月11日から16日まで)を、2017年から保護者・地域社会の理解を得て実施している。また、学校では、校務分掌の再編による組織のスリム化を図るとともに、年次休暇の計画的な取得促進、日課表の見直しを実施している。さらに、ボトムアップによる業務改善に係る会議を実施し、内容を校内で共有することで積極的な見直しを図っている。

毎月の調査の結果から、こうした取組により、時間外在校 等時間の縮減について一定の成果を上げている。

多様な市費職員の任用

学校の抱える業務は、多種・多様化するとともに、教師に求められるものも増え、かかる負荷も増大している。そこで、教師が一人一人の児童生徒に向き合う時間の確保のために、学校の要望に基づき、議会の承認を得て、多種多様な職員を市費にて任用している。具体的には、学習支援員、教育支援員、相談員や特別支援学級補助員、肢体不自由児支援員、スクールカウンセラー、ICT支援員などを配置していくことで、支援体制の強化を図っている。

さらに、校内環境整備のため、業務委託により、各学校に校務員を配置することで、教師の印刷業務等のサポートやコロナ禍におけるトイレ清掃等を行っている。また、教頭の膨大な業務のサポートやコロナ禍における消毒や児童生徒の健康観察など純増する教師の業務の補助を行うスクール・サポート・スタッフを任用している。

学校教育の支援と With コロナ

現在では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、 各自治体においてオンライン会議システムが整備されつつあ るが、本市においては、他の自治体に先駆けて 2016 年よりオンライン会議システムを活用できる環境を整えてきた。コロナ禍の 2020 年 4 月 1 日からは、新規採用教職員の着任式を皮切りに、定例教育委員会や校長会議等の各種会議、研修等をオンラインで行うところまでスムーズに発展してきた。また、職員会議や校内研修等の精選、資料のペーパーレス化にも積極的に取り組んできた。これにより、会議資料の印刷や場所の確保等の事前準備の負担軽減、会場までの往復時間や出張旅費の削減にもつながっている。



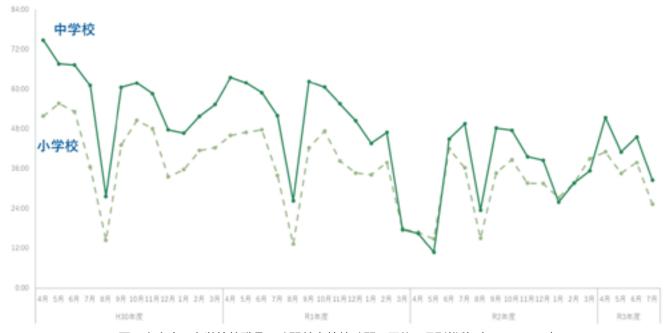
校長会議をオンラインで行う様子

2019年12月には文部科学省より、「学校における一人一台端末環境 ~ GIGA スクール構想の実現~」が発表された。また、その後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために一人一台端末の早期実現が図られるようになった。本市では全国に先駆けて、PC やネット環境を整備してきたため、教師の負担感は比較的少なく新型コロナウイルス感染

症対策としても動画配信や双方向型学習などで有効活用することができている。2020年度当初、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言に伴い、学校は一定期間臨時休業を余儀なくされ、学校再開後も、いつ再び臨時休業になるのかといった心理的な不安が残された。また、授業時間数の確保のための土曜授業を行う教師の負担も増加し、感染症対策と学びの保障の両立が最大の課題であった。

そこで本市では、新型コロナウイルス感染症対策と学びの保障のため「戸田型ハイブリット学習」(オンラインとオフライン・同期と非同期の学びを適時適切に組み合わせた学習方式)を進めた。臨時休業中、分散登校中など様々な状況下でも学習が進められる新しい学びの様式となっている。各学校よりグッドプラクティスが集まってきており、それらを共有することで、今後、教師の負担軽減にもつながっていくことが期待されているところである。

その他にも、コロナ禍で保護者から学校へ提出される紙面の機会を減らすという感染症対策の一貫で、学校保護者間の文書、出席・遅刻等の連絡、各種アンケートのデジタル化を図った。このデジタル化は、コロナ禍での感染症対策ということだけでなく、学校の働き方改革という側面も持ち合わせており、本市では他にも中学校のすべてと一部の小学校に採点支援システム(Edlog)を導入し、負担軽減につなげている。



戸田市立小・中学校教職員の時間外在校等時間の平均の月別推移(H30.4-R3.7)



学校のデジタル化における働き方改革

まとめ

本市では、これまで、現状から課題を把握し、課題が生じている原因を分析することで、その原因を解消するための対策を行ってきた。その結果、2019年度当初から比較して、小学校・中学校ともに、教職員の働き方改革に対する意識改革が進んでおり、新たな教育活動を積極果敢に導入するなど、攻めの学校経営を行っている学校ほど在校等時間の減少率が高い傾向にある。

2020年に入ってからは、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校行事や会議、研修など、中止せざるを得なかったり、実施手法の見直しを迫られたりしたものが数多くあった。

そのことをきっかけにこれまでの当たり前を見直すなど、令和の日本型学校教育の構築における、学校の働き方改革も、加速度的に進んだと捉えることができるのではないだろうか。

世界的に見ても新型コロナウイルス感染症の対応は、出口が見えていない状況である。これから求められることは、どのような状況下においても、教育活動を進め、子供だけでなく教師の「学びを止めない」ことである。また、教育により、子供の未来の可能性を育むことである。

本市の教育改革と働き方改革は道半ばである。今後も引き続き取り組んでまいりたい。

お知らせ

歌舞伎俳優·歌舞伎音楽(竹本·鳴物·長唄)· 文楽·大衆芸能(太神楽) 研修生募集

文化庁企画調整課

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場では、伝統芸能の伝承者養成のため、歌舞伎俳優、歌舞伎音楽(竹本・鳴物・長唄)、文楽、大衆芸能(太神楽)について、令和4年度開講の研修生を募集しています。

●伝統芸能の次代を担う伝承者を 実践的カリキュラムで養成

伝統芸能は、無形の技であり、人から人へと伝承されるものです。そのため、独立行政法人日本芸術文化振興会では、国立劇場設立当初から、伝統芸能を長期的な視点に立って保存振興し、伝承者を安定的に確保するため、伝統芸能伝承者の養成事業に取り組んできました。

歌舞伎については歌舞伎俳優及び歌舞伎音楽(竹本・鳴物・長唄)、文楽については太夫、三味線及び人形、大衆芸能については寄席囃子及び太神楽、能楽についてはワキ方、囃子方及び狂言方、組踊については立方及び地方を設け、各分野の実情を踏まえて伝承者を養成しています。

養成研修は、伝統芸能の実演家が講師として実技指導するほか、講義や発表会等のカリキュラムを組み、2~6年をかけて行われます。研修修了者は、舞台出演の経験を重ね、伝統芸能の保存及び振興に大きな役割を果たしています。

●令和4年度開講の研修生を募集

現在、令和4年度に開講する下記の研修について、研修生を募集しています。

- (1) 第 27 期歌舞伎俳優研修
- (2) 第 25 期歌舞伎音楽(竹本)研修
- (3) 第 18 期歌舞伎音楽(鳴物)研修
- (4) 第9期歌舞伎音楽(長唄)研修
- (5) 第 31 期文楽研修
- (6) 第8期大衆芸能(太神楽)研修

【研修期間】令和4年4月~令和6年3月

※歌舞伎音楽(長唄)と大衆芸能(太神楽)は令和4年

4月~令和7年3月

【受講料】無料

【受付期間】令和4年1月31日(月) 必着 ※文楽のみ令和4年1月4日(火)~2月18日(金)

【お問合せ】応募資格、選考方法等の詳細は

国立劇場養成事業のホームページを御参照ください。

https://www.ntj.jac.go.jp/training/trainee.html



歌舞伎俳優の実技研修



文楽研修発表会



太神楽研修(撥の曲芸)

教育長紹介



北海道 くらもと ひろ し **倉本 博史**

「子どもたちが学ぶ楽しさを実感できる環境づくりが大切であり、できなかったことができる喜び、知らなかったことを理解する楽しさを実感できる教育を目指したい。」と抱負を語る。

また、「広域分散型の北海道において、子どもたちがどの地域に住んでいても 質の高い教育を受けられる環境を整備し、充実した学びのプロセスを通じて時代 の変化の激しい波を乗り越えていく力を身に付けることができるよう、全力を尽 くす。」と意欲を示す。

平成11年北海道庁に入庁。経済部次長、経済部長、総合政策部長などを歴任し、 本年6月に教育長に就任。60歳。

(北海道教育庁総務政策局教育政策課長 荒川 裕美)



島根県 のっ けんじ 野津 建二

「現場をよく見て、多くの人の話を聞いて、柔軟に考え、わかりやすく説明し、効果が上がるように実行していくことで、『施策の実現力』を高めて、教育行政に当たっていきたい。」と抱負を語る。

また、「子どもたちの将来の選択肢を拡げ、そして希望する道に進むために必要な関心や学力を身に付けさせることを、学校だけではなく、家庭や地域の理解、協力をいただきながら進めていきたい。」と意欲を示す。

昭和59年島根県庁に入庁。社会教育課長、保健体育課長、政策企画監、財政課長、 総務部次長、政策企画局長などを歴任し、本年7月に教育長に就任。60歳。

(島根県教育庁総務課長 小畑 芳夫)



札幌市 ^{ひのきだ} ひでき **檜田 英樹**

「少子化に伴う人口減少や就業構造の急激な変化など、大きな社会の転換期を 迎える時代において、札幌の教育が目指す人間像『自立した札幌人』の実現に向け、 教育施策にしっかりと取り組んでいきたい。」と抱負を語る。

併せて、「教職員が情熱や深い愛情を持って子どもたちに向き合い、自信と誇りを胸に札幌市の教育を実践していけるよう、また、札幌市の教育行政のさらなる発展のため、自身の学校現場での経験を活かしつつ、全力を尽くしていきたい。」と意欲を示す。

昭和59年、札幌市教育委員会に中学校教諭として採用。札幌市教育委員会学校教育部教職員担当部長、同学校教育部長、教育次長を経て、本年5月に教育長に就任。60歳。

(札幌市教育委員会生涯学習部総務課長 井上 達雄)



心を温めてくれた一杯のラーメン

一段と冷え込む季節を迎え、温かいものが食べたくなるこの頃である。そんなある日、帰宅途中に、とあるラーメン店に入り、厨房が見えるカウンター席に腰をかけた。そこから眺めると大小様々な鍋から湯気があがり、魚介やニンニクの香りが漂い、食欲が増すのである。そして、店主が忙しそうにラーメンを次から次へと調理している。どうやら、店主(以下、Aさん)とアルバイト(以下、Bさん)の店員2人でお店を切り盛りしているようである。私は、注文したラーメンがくるまでしばらく、店内の様子を観察してみた。

観察を始めて、間もなくすると店内奥のテーブル席の客がBさんを大きな声で呼び出した。その客とBさんのやりとりを聞いていると、どうやらBさんがその客から誤って注文をとり、誤った商品を提供したことで、その客は激怒しているようである。結局、その客は、商品に一切、手をつけずに返金をしてもらって、その店を去った。

客とのやりとりを終えて、Bさんが厨房に戻るとAさんは穏やかに「いやな思いをさせてしまったな。 どうした?」とBさんに問う。するとBさんは「注文を客から聞く時、同時並行で他の席の後片付け をしていたり、他の客からの注文もあったりして頭がいっぱいで間違えて注文をとってしまった」と答 える。その後、少し間をおいて、Aさんは「そうだったのか。では、次に同じような状況になったら どのように対応する?」とBさんに問う。Bさんは、「どんなに忙しくても、まずは、注文をとる時、 客の言葉にしっかりと耳を傾け、注文内容を繰り返して確認します」と答える。間髪を入れずにAさんは「よし、わかった。期待している。大丈夫だ。」と笑顔で声をかけた。

もしかするとAさんでなく、他の人がAさんと同じような状況に立たされたならば、忙しさのあまりにBさんに対して「何をやっているんだ!」と叱責したかもしれない。そうすれば、Bさんも叱責されたことのみが印象に残り、その後の指導は心に響かなかったかもしれない。しかし、Aさんは、はじめに「いやな思いをさせてしまったな。どうした?」とBさんの気持ちに寄り添い、状況を聞き、「次に同じような状況になったらどのように対応する?」と丁寧に問い、Bさんの考えを受け入れている。こういう丁寧なやりとりが人を成長させるのではないかと考える。このことは、学校現場でも言えよう。日頃の教師と児童生徒との関係性、声のかけ方の工夫等、改めて感じたのである。

外は冷え込むが、この日に食べた一杯のラーメンは心と体を温めてくれた。

 $(S \cdot A)$

- 「教育×デジタル」をテーマに、デジタル庁執筆の特集連載を今月号含め、全3回で掲載いたします。今月号は「デジタル庁と教育について」をお届けします。
- 資料は「教員免許状の授与状況」になります。令和元年度における教 員免許状の授与状況、課程認定大学等数について、概要が取りまとめられ ています。
- シリーズ「地方発!我が教育委員会の取組」では、広島県教育委員会 と福岡県春日市教育委員会の取組を紹介しています。特色ある取組をご覧く ださい。
- シリーズ「学校における働き方改革」は、埼玉県戸田市教育委員会の「3 K」をキーワードとした取組を紹介しています。
- おしらせは、「歌舞伎俳優・歌舞伎音楽(竹本・鳴物・長唄)・文楽・ 大衆芸能(太神楽)研修生募集になります。
- あれこれ言われながら、週末に少しずつ大掃除を始めました。あれこれ言われたくはないのですが、あれこれ言われないとできない主体性のない姿勢をあれこれ言われながら掃除する中で省みたいと思います。今年も月報作成にお力添えいただき、ありがとうございます。来年もよろしくお願いいたします。

「教育委員会月報 令和 3 年 12 月号 No.866」

· **発行· 著作** 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

・〒 100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

·TEL: 03-5253-4111(代表)

· URL: https://www.mext.go.jp

